第4次宇都宮市障がい者福祉プラン

障がいのある人が 住み慣れた地域で いつまでも自分らしく 生き生きと安心して暮らせる 共生社会の実現を目指して



「わく・わくアートコンクール in (イン) うつのみや 2013」 宇都宮市長賞受賞作品

平成26年3月 宇都宮市



「障がい」の「がい」という表記について

「障害」の「害」の字には、「わざわい」「さまたげ」などの意味があり、「ひと」に対して用いることが好ましくないことから、本市では市民の目に触れる文章について、「害」の字の表記をひらがなに改めています。

このため、本計画につきましても、法令名や固有名詞を除き、「がい」の字を用いています。



はじめに

宇都宮市では、平成20年度に「第3次宇都宮市障がい者福祉 プラン」を策定し、「障がい者の自立支援」を柱に、就労支援の充 実と地域生活支援の充実に重点的に取り組むとともに、福祉、保健、 医療、教育、生活環境の整備など、幅広い分野にわたり、障がい福 祉施策を総合的・計画的に推進してまいりました。



また、国においては、「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」をスローガンとする 国連の「障害者の権利に関する条約」への批准を実現したところであり、障がい者の権利 を保護し、障がい者が教育や就労、交通機関や公共施設の利用など、あらゆる面で不自由 さを感じることのない社会環境づくりが求められています。

このような中、本市では、障がいの重度化や家族の高齢化など、障がい者を取り巻く環境の変化に的確に対応するとともに、障がい者に対するアンケート調査や当事者団体との意見交換などを踏まえ、平成25年度で計画期間が終了する現行計画を改定し、新たに「第4次宇都宮市障がい者福祉プラン」を策定いたしました。

本計画では、「生涯にわたり 地域で安心して暮らせる環境づくり」「自分らしく生き生きと 自立して暮らせる環境づくり」「互いに尊重し支え合う 暮らしやすい環境づくり」の3つを基本目標として掲げ、障がい者やその家族の高齢化に対応した地域生活支援の充実や、「生きがい」「やりがい」を感じられる、就労などの日中活動の充実に取り組むとともに、共生社会の実現に向けた障がいへの理解促進や地域の支援体制の充実などに積極的に取り組んでまいります。

今後とも、本市が障がい者にとって「生涯にわたり住み続けたいまち」となるよう、本計画に基づき、関係者の皆様と連携しながら障がい福祉施策の推進に取り組んでまいりますので、皆様の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、専門的な立場から貴重な御意見や御提言を頂きました 宇都宮市社会福祉審議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査や意見交換会、パブリッ クコメントに御協力をいただきました多くの市民や事業者、関係団体の皆様に心より御礼 申し上げます。

平成26年3月 宇都宮市長 佐藤 栄一



目 次

第1章 計	画の概要
-------	------

	1	策定	の趣旨	i · ·																							• 1	ĺ
	2	計画	の位置	量付け																							. 2	2
	3	計画	期間·																								. 2	2
第	2	章 障	がいさ	者を耳	取り	巻	く珍	環境	の	動	向	ح	課	題														
	1	障がい																										
	2	本市の	障がし	\者の	状況			•		•				•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	. {	3
	3	「第3	次宇都	都宮市	障が	いす	者福	祉	プラ	ラン] (の]	取約	且状	沈	ح,	課	題	Ξ	つ	い	て	•				1	5
	(1)各族	拖策目:	標にま	さける	取	組北	と況	<u>ا</u> ع	果題	•					•											15	5
	(2	!) リー	ーディ	ングフ	プロジ	ェ	クト	· の	取約	组状	沈	ح,	課	題		•											35	5
	4	アンケ	一ト訓	周査結	果の	摡戛	要に	つ(ハて	•											•	•			•	•	3	7
	5	関係団	体との	つ意見	交換:	会(の結	果り	5	1)	て																4	6
	6	障がい	福祉力	ナービ	ス事	業層	近へ	の	実態	調	査の	の約	洁具	見に	つ	い	て										4	8
	7	課題の	整理と	: 総括																							5	1
第	3:	章 計	画の	基本的	的な	考	えブ	ī																				
	1	基本理																										
	2	基本目																										
	3	主要取	組にて	ついて		•		•		•		•		•	•	•	•	•	•	•			•		•	•	. 5	57
第	4	章 施	策の	方向。	と展	荆																						
	基本	医目標 1	生涯	≣にわ	たり:	地址	或で	安/	ùι	て	暮	ら ⁺	せる	5環	境	づ	<	IJ									. į	58
	基	基本施策	(1)	相談	支援	の3	乞実																				. (58
		基本施策																										
		基本施策																										
	砉	基本施策	(4)	保健	・医	療(の充	実																			- (31
		基本施策																										
	基本	≤目標2	自分	うらし	く生	き <u>-</u>	主き	٤!	自立	[L	て	暮	ò t	t る	環	境	づ	<	IJ								- (35
	基	基本施策	(1)	発達	支援	の3	乞実																				. (35
	基	基本施策	(2)	就労	支援	の3	汽実																				. (37
		基本施策																										
		基本施策																										



基	本目標3 互いに尊重し支え合う暮らしやすい環境で	Š (IJ	 •	•	٠	•	•	٠	٠	72
	基本施策(1)障がいへの理解促進・・・・・・・										72
	基本施策(2)地域の支援体制の充実・・・・・・・										73
	基本施策(3)バリアフリーの推進・・・・・・・									•	74
第5	5章 計画の推進に向けて										
1	計画内容の周知・啓発・・・・・・・・・・・										76
2											
3											
資料	・										
1	第 4 次プランの施策体系及び取組一覧・・・・・・・			 							77
2	各取組の活動指標等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
3	策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										26
4	宇都宮市障害者福祉プラン策定委員会設置要綱・・・										
5											
6	宇都宮市社会福祉審議会からの提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
7	宇都宮市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会委員										
8	用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	 •	•	٠	•	•	٠	•	9/



第1章 計画の概要

1 策定の趣旨

本市においては、平成21年2月に「第3次宇都宮市障がい者福祉プラン」を策定し、「障がい者が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で生活し、積極的に社会参加できる社会の実現」を目指し、障がい福祉に係る施策を計画的に推進してきたところです。

その間,国においては,「障害者権利条約」の批准に向けた国内法の整備を進めており,平成23年8月に「障害者基本法」を改正し,障がい者の定義を見直したほか,平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下,「障害者総合支援法」という。)では,制度の谷間のない支援を目指すとともに,法に基づく支援が,地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念を掲げるなど,障がい者を取り巻く環境は大きく変化しております。

このような状況を踏まえ、障がい者が地域の中で人格と個性を尊重され、障がいの有無にかかわらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会(共生社会)の実現に向け、障がい者やその家族のニーズの多様化に対応するとともに、法制度の変化に的確に対応し、障がい福祉施策を総合的・計画的に推進するため、平成25年度で計画期間が終了する現行計画を改定し、新たに「第4次字都宮市障がい者福祉プラン」を策定します。

2 計画の位置付け

障害者基本法第 11 条第 3 項(※1) に定める市町村障害者計画であり、本市の障がい者福祉施策を推進する上での基本的事項を定めた計画です。また、「第 3 次宇都



宮市障がい福祉サービス計画」(計画年度:平成24年度~平成26年度)は、障がい福祉サービスの安定的な確保を図るための計画であり、本計画に掲げる障がい福祉サービス等の実施計画として位置づけられています。

また、本計画は、「第5次宇都宮市総合計画」の分野別計画として位置づけるとともに、「第3次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」をはじめとした他の行政計画との連携を図りながら策定しました。

【障がい者福祉プランと他の計画との関係】

障害者基本法

国の「障害者基本計画」 (平成 25 年度~35 年度)

栃木県「新とちぎ障害者プラン 21」 (平成 21 年度~26 年度)

整合

第5次宇都宮市総合計画(平成20年度~29年度)

第3次宇都宮市やさしさをはぐくむ 福祉のまちづくり推進計画 (平成25年度~29年度)



第4次宇都宮市障がい者福祉プラン(平成26年度~29年度)



第3次宇都宮市障がい福祉サービス計画 (平成24年度~26年度)

3 計画期間

平成 26 年度~平成 29 年度(4 年間)

現行プランの計画期間は5年間ですが、「第5次総合計画改訂基本計画」(計画期間: 平成25年度から平成29年度)及び「第3次やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」(計画期間:平成25年度から平成29年度)と計画期間の整合を図るとともに、プランに掲げる障がい福祉サービス等の実施計画である「宇都宮市障がい福祉サービス計画」(計画年度:平成24年度~平成26年度)と計画の改定サイクルを合わせるため、平成29年度を計画の終了年度とします。

※1 障害者基本計画第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方 自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即し、かつ、当 該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施 策に関する基本的な計画を策定しなければならない。



第2章 障がい者を取り巻く環境の動向と課題

1 障がい者に係る施策の経緯

(1) 障がい者制度改革の動向

国では、「障害者権利条約(※2)」の締結に必要な制度改革を行うため、平成 21 年 12 月の閣議決定により「障がい者制度改革推進本部」が内閣に設置されました。

平成22年1月からは、この推進本部の下に設置された、障がい者や有識者等で構成される「障がい者制度改革推進会議」において、障がい者に係る制度の改革についての議論が行われています。

これらの議論を踏まえ、平成 22 年 6 月に閣議決定された「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」では、基本的な考え方として、我が国の障がい者に係る制度の集中的な改革の推進を図り、障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会を実現することを掲げ、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」をはじめとする関連法の改正が行われ、障がい者への差別を禁止する「障害者権利条約」の批准に必要な国内法の整備が整い、平成 26 年 1月 20 日に国連事務局に批准書が寄託され、同年 2 月 19 日に「障害者権利条約」が発効となりました。

※2 障害者権利条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について規定するもの。 条約の締結により、我が国において、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化され、 人権尊重についての国際協力が一層推進されることとなる。

平成26年1月20日現在,140か国及び欧州連合(EU)が締結済み。



(2) 障害者基本法の改正

障がい者施策の基本となる「障害者基本法」が平成23年8月に改正され、障がい者の定義が「障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受けるもの」と見直され、難病も障がいの一つに含まれるようになりました。これは、障がい者が日常生活や社会生活で受ける制限は、本人の機能障がいのみに起因するものではなく、社会的な障壁によって生じるとする「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障がい者がその社会的障壁の除去を必要とし、そのための負担が過重でない場合には、必要な措置を実施しなければならないとする「合理的配慮(※3)」の考え方について規定されました。

また、障がい者への差別の禁止や、手話を言語の一つと位置付け、意思疎通の手段について選択の機会が確保されることなどが新たに盛り込まれ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すものとなっています。

※3 合理的配慮(厚生労働省HPより抜粋)

「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し,又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって,特定の場合において必要とされるものであり,かつ,均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」

(3) 生活支援の分野

ア 「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へ

障がい者の生活支援の分野においては、就労支援の強化や地域移行の推進を 図ることを目指して、平成 18 年に「障害者自立支援法」が施行され、身体・知 的・精神の 3 障がいの一元化による福祉サービス体系の再編など、障がい者が 地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス提供体制の強化等が図られてきまし た。



また、平成22年12月には、発達障がい者が、「障害者自立支援法」の対象となることの明確化、平成24年4月には、利用者負担の見直し(応益負担から応能負担へ)や、相談支援・障がい児支援の強化、グループホーム・ケアホームの利用者に対する家賃の助成、重度視覚障がい者の移動を支援するサービスの創設など、法改正による施策の充実が図られてきましたが、平成24年6月に「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とする内容を含む「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布されました。

この「障害者総合支援法」では、障がい者の定義に新たに難病等を追加し、障がい福祉サービスの支給対象としたほか、グループホームとケアホームの一元化や、障がいの重さを示す「障害程度区分」を、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる支援の度合いを示す「障害支援区分」に改めるなど、制度の谷間のない支援を提供することを目指すとともに、法に基づく支援が、社会参加機会の確保や地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、新たに基本理念を掲げています。

イ 障害者虐待防止法の施行

障がい者の生活支援の分野においては、障がい者虐待の防止等に関する施策の促進を目的とし、平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。この法律の施行により、市町村及び都道府県の部局等に、障がい者の虐待対応の窓口となる「市町村障がい者虐待防止センター」・「都道府県障がい者権利擁護センター」の設置が義務付けられました。



ウ 障害者差別解消法の成立

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的に、平成25年6月に障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や社会的障壁を取り除くための合理的な配慮をすることなどを定めた「障害者差別解消法」が成立しました。

この差別解消法は、国の基本方針、それに基づく自治体の対応要領、事業所向けの対応指針の作成・公表、事業者への周知活動などの準備期間を経て、平成28年4月1日に施行されます。

(4) 雇用・就業の分野

障がい者の社会参加に伴う就業に対するニーズの高まりや、就業機会の拡大による職業的自立を図る目的で、平成25年4月1日から、民間企業における障がい者の法定雇用率が2.0%に引き上げられました。

また、平成25年6月19日に公布された「改正障害者雇用促進法」では、「障害者権利条約」の批准に向けた対応として、雇用の分野における障がいを理由とする差別の禁止や、障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)について定めるとともに、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を追加し、これについては平成30年4月1日から施行されることとなりました。

そのほか、障がい者就労施設等が供給する物品に対する需要の増進等を図り、障がい者の自立の促進に資する目的で、平成24年6月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」が成立し、地方公共団体等に対し、障がい者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう求めており、市は、物品の調達方針を策定し公表することとなりました。



(5)教育・育成の分野

平成 23 年の「障害者基本法」の改正において、障がいのある児童生徒が年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、可能な限り障がいのない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮し、教育の内容及び方法の改善・充実を図る等の必要な施策を講じなければならないと明記されました。

これを踏まえ、平成25年には「学校教育法施行令」の一部が改正され、就学基準に該当する障がいのある子どもは、原則特別支援学校に就学するという、従来の就学決定の仕組みを改め、市町村の教育委員会が、個々の障がいの状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが定められました。



2 本市の障がい者の状況

(1) 人口と障がい者手帳所持者の状況

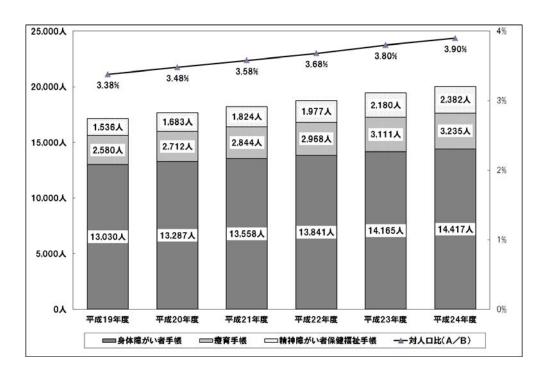
本市における障がい者手帳所持者は、年々増加傾向にあり、特に、精神障がい者保健福祉手帳所持者の伸び率が高い傾向にあります。また、障がい者手帳所持者の本市人口に占める割合は、平成25年3月31日で3.90%となっています。

なお, 平成 25 年度の「障害者白書」によれば, 全国の障がい者の数は, 身体障がい者 366 万 3 千人, 知的障がい者 54 万 7 千人, 精神障がい者 320 万 1 千人で, 国民のおよそ 6%となっています。

<障がい者手帳所持者の推移>

単位:人(毎年度末現在)

	平成	平成	平成	平成	平成	平成
	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
身体障がい者手帳	13,030	13,287	13,558	13,841	14,165	14,417
療育手帳	2,580	2,712	2,844	2,968	3,111	3,235
精神障がい者保健福祉手帳	1,536	1,683	1,824	1,977	2,180	2,382
手帳所持者合計(A)	17,146	17,682	18,226	18,786	19,456	20,034
宇都宮市人口(B)	507,002	508,679	508,775	511,041	512,470	514,181
対人口比(A/B)	3.38%	3.48%	3.58%	3.68%	3.80%	3.90%





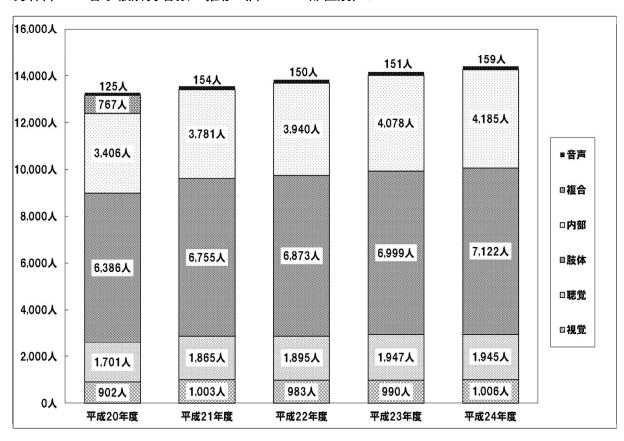
(2) 身体障がい者手帳所持者の状況

身体障がい者手帳所持者数は、年々増加傾向にあり、平成 25 年 3 月 31 日現在で 14.417 人となっています。

障がいの種類別にみると、「肢体不自由」が 7,122 人と最も多く、全体の半数を占めており、身体障がいの等級別にみると、重度の障がい者 (1・2 級) が全体の45%程度で推移しており、その内訳は内部障がい(心臓・じん臓・肝臓など)が約44%で最も多く、次いで肢体不自由が 37%となっています。

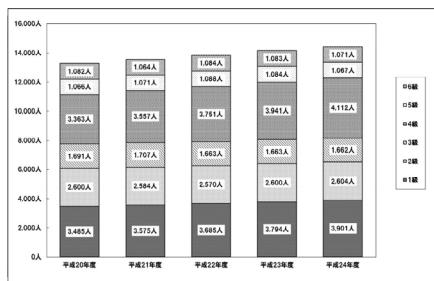
なお,「平成23年生活のしづらさなどに関する調査(厚生労働省)」(以下,「平成23年生活のしづらさ調査」)の結果においては,全国で内部障がいが平成3年から20年間で約2倍に増加しているほか,平成18年度から65歳以上の手帳所持者が20.1%増加しており,人口の高齢化により身体障がい者数は今後も増加していくことが予想されます。

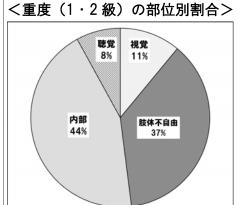
<身体障がい者手帳所持者数の推移(障がいの部位別)>





<身体障がい者手帳 障がい等級別の推移>

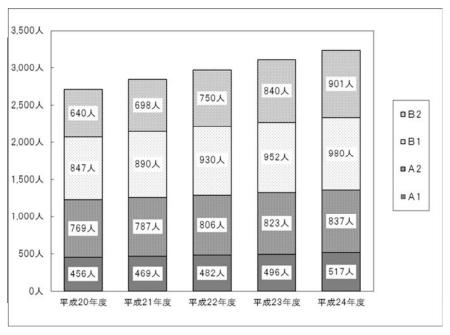




(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数も,他の手帳所持者同様に年々増加傾向にあり,平成23年度 末には,3,000 人を超え, 特にB2(|Q50~70 程度の軽度知的障がい)の手帳所持 者の伸び率が高い状況です。

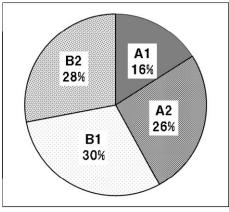
<療育手帳所持者数の推移(障がいの程度別)>



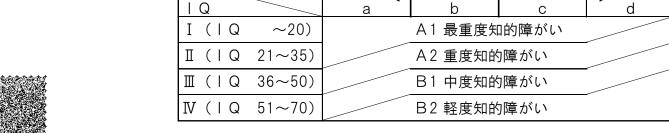
≫┢女手帳の反と

生活能力

<平成 24 年度の程度別構成比>



できる



できない

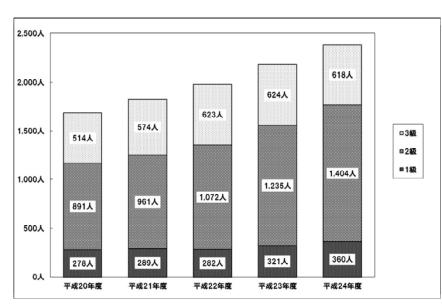


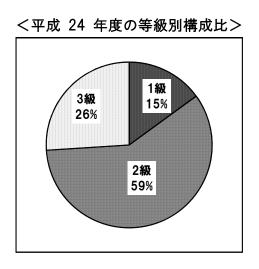
(4) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、近年特に増加傾向にあり、平成23年度末には、2,000人を超え、特に2級(日常生活に著しい支障がある)の手帳所持者の伸び率が高い状況であり、手帳所持者の約6割程度を占めています。

なお,「平成 23 年生活のしづらさ調査」においては, 2 級の所持者が全体の 53.5% で最も多く, 年齢別に見ると 40~49 歳が最も多い状況です。

<精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移(障がいの等級別)>





(5) 難病患者等の状況

本市では,難病患者等のうち,市が指定する 81 疾患に対して,特定疾患患者福祉 手当を支給しており,受給者数は増加傾向にあります。

また、平成 25 年 4 月施行の「障害者総合支援法」により、障がいの定義に難病等(対象 130 疾患)が加わり、手帳の有無に係わらず、「障害支援区分」の認定などの手続を経て障がい福祉サービスを利用できることとなりました。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
特定疾患患者 福祉手当受給者数	3,922 人	4,059 人	4,307 人	4,488 人	4,664 人



(6)発達障がい、高次脳機能障がいのある人の状況

厚生労働省が実施した「平成23年生活のしづらさなどに関する調査(在宅障害児・者等実態調査)」の結果では、全国で医師から発達障がいと診断された人は318千人、高次脳機能障がいと診断された人は422千人と推計されています。

厚生労働省が実施した「高次脳機能障がい支援モデル事業」(平成 13 年度~17年度)の実態調査の結果から推測すると、本市には約 1,100 人の高次脳機能障がい者がいると推測されます。

また、平成24年に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果では、学習面や行動面などで困難を示す児童生徒の割合(推定値)が、平成14年の6.3%から今回の調査では6.5%と、やや増加しています。

発達障がい者,高次脳機能障がいのある人については、栃木県の「とちぎリハビリテーションセンター」や本市の「子ども発達センター」が専門の相談窓口となっており、発達障がいに関する市民の関心の高まりや、高次脳機能障がいの認知度の広がりなどから、相談件数は増加傾向にあります。

くとちぎリハビリテーションセンター(相談支援部)における相談件数の推移>

※件数は本県全体,()内は宇都宮市の相談件数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
古海巡機総廃がい	261 件	324 件	372 件
高次脳機能障がい	(42 件)	(93 件)	(140 件)
※・幸陸 がい	1,012 件	1,136 件	1,125 件
発達障がい	(386 件)	(384 件)	(334 件)

〈宇都宮市子ども発達センターにおける相談件数の推移〉

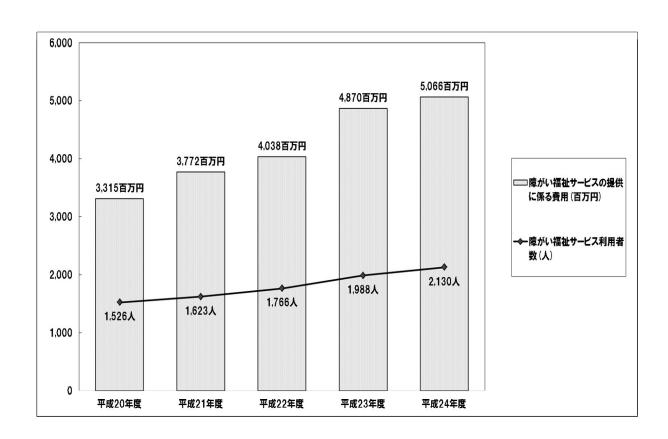
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
発達障がいやその疑いの ある児童からの相談	1,024 件	1,448 件	1,719 件



(7) 障がい福祉サービスの利用状況

障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスの利用者数は増加傾向にあり、平成 21 年 4 月から平成 24 年 4 月では約 40%増加し、2,130 人となっています。障がい者の社会参加の促進に伴い、生活や自立のための訓練や就労への継続的な支援を行う日中活動系のサービスが年々増加しており、平成 25 年度では全体の約 7 割を占めています。

また、障がい福祉サービスの提供に係る経費は、平成 20 年度から平成 24 年度では約 50%増加しており、主な要因として、障がい福祉サービスの利用者数の増加のほか、障害者自立支援法に基づくサービス体系の再編により、障がい福祉施設が新体系に移行したことに伴う報酬の増額などがあります。





(8) 自立支援医療(更生医療・精神通院医療・育成医療)の受給状況

自立支援医療(心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度)の受給状況は増加傾向にあり、特に、精神通院医療については、精神障がい者保健福祉手帳所持者の増加などに伴い、平成20年度から平成24年度で約1.5倍に増加しております。

また, 更生医療についても, 心臓・腎臓などの内部疾患による身体障がい者手帳所持者の増加に伴い, 平成 20 年度から 24 年度で約 1.4 倍に増加しております。



(単位:千円)



3 「第3次宇都宮市障がい者福祉プラン」の取組状況と課題について

(1) 各施策目標における取組状況と課題

本計画では、5つの施策目標を掲げ、目標を達成するための基本施策を設定し、 主な事業として72事業を計上しており、毎年、施策目標に掲げる目標値及び各年 度の主な取組等について、社会福祉審議会に諮ってきました。

施策目標1 「障がい者の自立した生活を支援する」

障がい者の自立を支援する事業として、就労による自立や生活の質の向上を図るため、一般就労への移行の支援や福祉的就労への支援の充実を図る施策・事業に取り組みます。また、移動が困難な障がい者へ外出のための支援を充実し、地域における自立した生活や社会参加を促進するための事業の充実を図ります。

ア 施策指標の取組状況

<一般就労に移行した障がい者の人数(※福祉施設から一般就労への移行者数)>

平成 21 年度	平成22年度	平成 23 年度	平成24年度	目標値 (平成 25 年度)	達成率 (平成 24 年度)
12人	13 人	29 人	39 人	35 人	111.4%

福祉施設から一般就労に移行した障がい者の人数は平成21年度の12人から平成24年度は39人に増加しており、障がい福祉サービスの報酬改定等による一般就労への定着支援の強化や、一般就労者を送出した就労支援事業所の増加などにより、目標値を上回っています。

なお, 平成 21 年度末における中核市 41 市の平均は 1.68 人(一般就労への移行者数/福祉施設の利用者数), 本市は 2.17 人で, 11 番目に多い状況です。(平成 25 年度「行政水準調査」より)



<就労支援施設等で働く障がい者の1ヶ月の工賃(翌年の5月に調査)>

平成 21 年度	平成22年度	平成 23 年度	平成24年度	目標値 (平成 25 年度)	達成率 (平成 24 年度)
10,161 円	10,712 円	11,661 円	12,583 円	26, 000 円	48.4%

平成 21 年度の 10,161 円から約 2,400 円の増加であり,目標値に対する達成率は 48.4%と低い状況にありますが,工賃受給者は,平成 21 年度の 2,989 人から平成 24 年度は 4,831 人と 1.6 倍になっており,工賃受給者が大幅に増加しています。 なお,中核市の平均は 13,661 円で,中核市 41 市中,本市は 20 番目となっています。(平成 25 年度「行政水準調査」より)

イ 基本施策の取組状況と課題

(★)は主要事業

基本施策	計上事業	取組状況
	· 障がい者就労支援センターの設置の検討(★)	実施見送り
	・ 障がい者インターンシップ支援事業	実施中
①一般就労へ	・・ジョブコーチ支援事業	実施見送り
の支援の充実	・ 障がい者雇用に関する啓発推進	実施中
	・ 宇都宮市障がい者自立支援協議会の運営(就労支援部	実施中
	会の設置)	

主要事業である「障がい者就労支援センターの設置の検討」については、市独自のセンターを設置することにより、利用者の利便性を高め、市内の障がい者の一般就労への移行促進を図るため、設置の検討を進めていたところでありますが、平成22年4月に国・県により「宇都宮圏域障害者就業・生活支援センター」が設置され、市が検討してきた機能は関係機関の取り組みにより一定の成果が出ているため、市独自のセンターは設置しないこととしました。



「ジョブコーチ支援事業」については、障がい者就労支援センターの設置を見据え、職場定着を促進する事業として検討を進めていたところでありますが、泉が丘 ふれあいプラザ、栃木障害者職業センターにジョブコーチが計 8 人配置されて おり、障がい者や雇用主に対し職場適応や定着に係る支援を実施しているため、市 独自の事業の実施は見送ることとしました。

福祉施設から一般就労に移行した障がい者の人数は増加しているものの,一般就 労に移行した障がい者の職場定着の状況が把握できていません。

他の中核市においては,市独自の雇用奨励金や就職支度金を交付している市もありますが,一般就労への移行者数は年間で数人程度です。

【課題】

- ・企業等に対する障がい者の就労への理解促進
- ・一般就労に移行した障がい者の職場定着の状況把握と支援策の検討

(★)は主要事業

基本施策	計上事業	取組状況
	・ 宇都宮版工賃倍増事業(授産品創造・開発プロジ	実施中
② 行 址 仏 註 兴 🛕	ェクトU)(★)	
②福祉的就労へ	· 宇都宮版工賃倍増事業(授産活動支援事業)(★)	実施中
の支援の充実 	・ 障がい者自立支援事業の実施	検討中
	・ 地域活動支援センター事業の実施	実施中

「宇都宮版工賃倍増事業」の取り組みにより、新ブランド「黄ぶなの贈り物」を立ち上げ、新商品の開発を行い、市内の百貨店等での販売を行うなど、販路の拡大を図ったほか、庁舎内施設等製品販売所「わく・わくショップU」での売り上げや、企業訪問による下請けの業務の受注などにより、各事業所の活動を支援しており、今後とも更なる販路拡大を図る必要があります。



「障がい者自立支援事業」について、「就労支援事業補助金」で実施する事業内容が、宇都宮圏域障害者就業・生活支援センターの事業と重複すること、「障がい者店舗事業補助金」においては、他の民間事業所の実施する同種の就労訓練の場が増加してきたことから、平成23年度に補助金を廃止しました。

平成20年の地方自治法施行令の一部改正に伴い,障がい者施設等製品の購入や役務の提供に対する随意契約が可能となったことから,市内の施設が提供する製品や役務のパンフレットを作成しPRに努めるなど,官公需の発注を推進してきたところです。平成24年に「障害者優先調達推進法」が成立したことに伴い,更に官公需の発注を推進するとともに,企業等からの発注促進に取り組む必要があります。

他の中核市においても,施設等製品販売所の設置や,障がい者の就労訓練等を行う店舗への補助金などの施策を実施しており,障がい者の工賃向上等に寄与しています。

【課題】

- ・障がい者施設等製品の販路拡大の促進
- ・官公需の発注推進や企業等からの発注促進

基本施策		計上事業	取組状況
	②フポーツ・世珠・	・社会参加・交流事業の充実	実施中
	③スポーツ・芸術・	・ 公の施設の利用促進	実施中
社 会 活	文化活動の推進 	・ 文化・スポーツ講座の充実	実施中
動の促		・移動支援事業の充実	実施中
進	④移動手段の	・移動のための手段の確保の推進	実施中
	確保・充実	・補助犬導入補助事業等の推進	実施中
		・福祉バス運行事業の推進	実施中

「社会参加・交流事業の充実」については、「ふれあい文化祭」、「ふれあいスポーツ大会」を開催し、障がい者の参加者は年々増加しています。また、障がいのない人との交流が図れるよう、イベント内容の充実に努めています。



障がい者の芸術活動を促進し、作品の周知啓発により障がい者の地位的向上を図る「わく・わくアートコンクール」については、百貨店やショッピングモールなどで巡回展示を行うとともに、入賞作品を掲載したカレンダーを市民や企業等に配付するなど、障がい者への理解促進を図っています。

「移動支援事業の充実」及び「移動のための手段の確保の推進」については、制度の周知が図られたことなどに伴い、移動支援事業及び交通費等の助成事業における利用件数が年々増加しており、障がい者の社会参加の促進につながっています。平成23年度に創設された「同行援護」などのサービス提供体制の確保に努めるほか、利用者のニーズを踏まえながら、日常生活や社会参加活動に必要な外出支援策を検討する必要があります。

- ・障がい者もない人も,ともに参加し,交流を通じて相互理解を深めるイベント内 容の検討
- ・障がい者の移動に関するニーズを踏まえたサービス提供や支援策の検討



施策目標2 「障がい者の保健・医療・福祉サービスを充実する」

障がい者が必要なときにサービスを利用することができるよう、サービスの適正な提供に努めます。

また,障がい者が住み慣れた地域で生活することができるよう,グループホーム・ケアホームの設置促進に加え,地域生活への移行や地域生活を支援するための施策・事業に取り組みます。

ア 施策指標の取組状況

<グループホーム・ケアホームの設置数>

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	目標値 (平成 25 年度)	達成率 (平成 24 年度)
52 か所	52 か所	54 か所	56 か所	79 か所	70.8%

国・県の補助制度を補完する市独自の補助制度を設け、設置促進に取り組んで おり設置数も伸びています。

なお、中核市 41 市中、本市は 14 番目に設置数が多く、中核市の平均を上回っています。(※障がい者手帳所持者 1,000 人あたりの設置数で比較 本市 2.78 箇所中核市平均 2.24 箇所)

イ 基本施策の取組状況と課題

基本施策	計上事業	取組状 況
	· 重度心身障がい者医療費助成制度の充実	実施中
①障がいの早期発見と	・ こころの健康づくり対策事業の充実	実施中
原因となる疾病の	・自立支援医療給付事業の推進	実施中
予防・治療の充実	・ 健康うつのみや 21 の推進	実施中
	・特定健康診査・特定保健指導の充実	実施中

「重度心身障がい者医療費助成制度の充実」については、平成 24 年 10 月に「現物給付方式」を導入し、県内医療機関を対象に窓口での医療費の支払いや助成申請の手続をなくし、本人やその家族などの負担軽減を図ったところです。



「こころの健康づくり対策事業」については、市内在住の50歳男性全員を対象に、「うつスクリーニング事業」として、メンタルヘルスチェック及び24時間電話相談、面接相談を実施し、うつ病の早期発見に努めるほか、「うつ病教室」を開催し、本人や家族に対する支援を行っています。

平成24年7月に実施した「こころの健康づくり・自殺に関する意識調査」の結果では、「こころの健康状態について不安を感じている人」が約4人に1人の割合である一方、全体の5割以上が「こころの悩みの相談窓口を知らない」となっており、こころの健康づくりに関する知識や重要性の情報提供・普及啓発が必要です。

「健康うつのみや 21 の推進」については、特定健康診査の受診率が 23.1%と低い傾向にあることから、平成 25 年度から特定保健指導の未利用者への個別訪問指導を新たに実施するほか、平成 25 年 3 月に策定された「第 2 次健康うつのみや 21」の計画に基づき、生活習慣の改善や健康診査の充実など、市民の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、障がいの早期発見と原因となる疾病の予防・治療の充実を図る必要があります。

- ・うつ病などのこころの病気の早期発見・早期対応
- ・生活習慣の改善と生活習慣病の発症予防・重症化予防



基本施策	計上事業	取組状 況
	· 介護給付・訓練等給付サービス(障がい福祉 サービス)の充実	実施中
②障がい者福祉サービ スの充実	・ 地域生活支援事業の充実・ 日中一時支援事業(放課後支援型)の充実	実施中 実施中
人の元夫	・ 日中一時又援事業(放課後又援型)の元美・ 重症障がい児者医療的ケア支援事業の充実	実施中
	・ 短期入所事業(ショートステイ)の充実	実施中

障がい福祉サービス等の安定的な確保を図るため、平成23年度に「第3期宇都 宮市障がい福祉サービス計画」を策定し、障がい福祉サービス等の提供体制の整備 に努めています。各サービスとも概ね計画の見込み値どおりの利用となっています。

「介護給付・訓練等給付サービスの充実」については、障がい者の重度化・高齢 化等に伴うサービス需要の高まりから、居宅介護や生活介護の利用が増加している ほか、障がい者の社会参加促進に伴う、日中活動系サービスの利用も増加傾向にあ り、特に、ハローワークを通じた障がい者の就労支援が進んだことなどにより、就 労継続支援A型の利用者が増加しています。

「日中一時支援事業(放課後支援型)の充実」「重症障がい児者医療的ケア支援 事業の充実」については、利用者ニーズを把握しながら、対象者や実施場所の拡大 に努めてきたところであり、利用者数も増えていることから、今後ともサービスの 安定供給と利用者の利便性の向上を図るための検討が必要です。

平成24年4月1日施行の「改正障害者自立支援法」において、原則として、障がい福祉サービスを受ける全ての人に「サービス等利用計画案」の作成が必要とされたところであるが、実績が低調であり、サービス等利用計画を作成する計画相談支援事業者や相談支援専門員をいかに増やすかが課題です。

- ・利用者ニーズの的確な把握とサービスの安定供給に向けた対策の検討
- ・計画相談支援の提供体制の整備に向けた対策の検討



(★) は主要事業

基本施策		計上事業	取組状況
	•	グループホーム・ケアホームの設置促進(★)	実施中
③地域生活への移行の		地域生活への移行の支援	実施中
促進		精神障がい者の退院促進の支援	実施中
		居住サポート事業の実施	実施中

「グループホーム・ケアホームの設置促進」については、利用を希望する障がい 者が今後も増加すると見込まれることから、国の補助制度と併せて、市の補助制度 の周知等に努めながら、計画的な基盤整備等を進める必要があります。

「地域生活への移行の支援」及び「精神障がい者の退院促進の支援」については、 入所者の中でグループホーム等への移行が可能な障がい者に個別指導・訓練を行う ほか、宇都宮市障がい者自立支援協議会「相談支援部会」に連絡会を設置し、相談 支援事例の検討など関係機関との意見交換を行っており、入所施設や精神病院等か ら地域生活への移行の促進に向けた対策について検討しています。

障がい者の住まいの場の確保については、厚生労働省と国土交通省が連名で通知を発出し、各自治体においても福祉部局と住宅部局が連携を図り、取組を強化するよう求めています。

なお,施設入所から地域生活への移行者数について,中核市 41 市中,本市は 17番目で,中核市平均を下回っています。(※平成 21 年度末における地域移行者数/施設入所者数 本市 1.79 人 中核市平均 2.82 人)(平成 25 年度「行政水準調査」より)

- ・入所施設等から地域生活への移行の促進に向けた対策の検討
- ・関係部局と連携した地域における障がい者の居住の場の確保策の検討



施策目標3 障がいのある子の療育・教育を充実する

子ども発達センターの開所により、障がいのある子やその疑いのある子に対し、保健・ 福祉分野の総合的な支援体制が整ったことから、関係機関との連携を強化しながら事業の 充実を図ります。

ア 施策指標の進捗状況

<訪問相談の実施保育所・幼稚園数>

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	目標値 (平成 25 年度)	達成率 (平成 24 年度)
49 園	55 園	75 園	100 園	120 園	83.3%

平成 24 年度から「ここ・ほっと巡回相談事業」とし、市内幼稚園・保育所の全園を対象に、保健師・心理相談員等の専門職が巡回し、日々の対応に苦慮している職員への障がいの「気づき」の視点の向上や、「気になる子」への対応強化など、発達障がい児の早期発見と早期支援の充実に努めています。

イ 基本施策の取組状況と課題

(★)は主要事業

基本施策			計上事業	取組状況
	①早期発見と 相談の充実		発達支援ネットワーク事業の充実	実施中
			保育所等訪問相談事業の充実(★)	実施中
			発達支援専門職スキルアップ事業の充実	実施中
			子どもの発達に関する相談の充実	実施中
療育の		•	乳幼児の障がいの早期発見の充実	実施中
充実	②発達支援の 充実		かすが園・若葉園の充実	実施中
			療育支援の充実	実施中
			障がい児保育の充実	実施中
			日中一時支援事業(放課後支援型)の充実	実施中
			(再掲)	



「発達支援ネットワーク事業」においては、「個別の支援計画」の策定を推進するとともに、平成24年度においては、医療・保健・福祉・教育等の関係機関・団体から構成される「発達支援ネットワーク会議」の中で、各分野の取り組み状況や課題を出し合い、発達支援に携わるすべての関係者のあるべき姿として「発達支援の展望」を策定し、発達支援の一層の充実に向けて取り組んでいます。

子ども発達センターにおいて、医師の指示に基づき作業療法士等の専門職が、個々の障がい特性に応じた専門性の高い療育を提供することに加え、障がい児の家族が抱える悩みや不安を軽減するため、心理相談員による家族へのカウンセリングや、家族が障がい児への適切な対応方法を学ぶペアレント・トレーニングなどを実施しています。

障がい児や家族が身近な地域で支援を受けられるよう,関係機関がそれぞれの役割を持って支援を推進していくとともに、一層の連携強化を図る必要があります。

「障がい児保育の充実」について、保育所等における発達支援児(障がい児)の受入れが、公立保育所においては 13 園すべてで実施、民間保育所においては 62 園中 27 園で実施となっています。発達支援児の受入れに対する理解を深めてもらうため、全園を対象にした研修会の開催や、平成 25 年度からは、民間保育所における発達支援児保育事業の補助額を増額し、実施園の拡大に努めています。引き続き発達支援児保育に対する理解を得ながら、民間保育所等の施設での受入れの促進が必要です。

障がい児保育を実施している保育所の割合は、本市は 48%で、中核市 41 市中 31番目となっています。(平成 25 年度「行政水準調査」より)

- ・発達の遅れや障がいのある子に対する途切れのない一貫した支援の充実
- ・民間保育所・認定こども園等での発達支援児(障がい児)の受入れの促進



基本施策	計上事業	取組状況
	・特別支援教室整備・担当者配置事業の充実	実施中
	・就学指導事業の推進	実施中
③教育の充実	・ 専門家チームによる巡回相談の充実	実施中
	・学校生活支援事業の充実	実施中
	・ 留守家庭児童対策事業の充実	実施中

「特別支援教室整備・担当者配置事業の充実」について、LD(学習障害)・ADHD(注意欠陥・多動性障がい)など通常の学級において学習面や生活面につまずきがみられる児童生徒の支援のため、特別支援教室(かがやきルーム)を設置し、平成24年度は小学校に67名、中学校に17名の指導員を配置したほか、さらに対応が必要な学校へは「特別支援教育支援員」17名を配置し、指導の充実に努めています。特別な支援が必要な児童生徒に対し、十分な個別指導等の支援ができるよう、指導員の全校配置の早期実現に向けて計画的に取り組む必要があります。

平成23年の「障害者基本法」の改正に伴い、障がいのある児童生徒が年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、可能な限り障がいのない児童生徒と共に教育を受けられるよう必要な施策を講じることが求められており、就学指導のあり方について検討する必要があります。

【課題】

·「障害者基本法」の改正を踏まえた新たな特別支援教育体制や就学指導のあり方の 検討



施策目標4 障がい者の適切なサービス利用を促進する

障がい者が必要とするサービスを自ら主体的に選択し、福祉サービスを適切に利用することができるよう、サービス提供事業者の確保に努めるほか、相談支援や権利擁護の 充実を図ります。

ア 施策指標の進捗状況

<総合的な相談支援体制の整備>

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	目標値 (平成 25 年度)	達成率 (平成 24 年度)
0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	5 か所	0%

総合的な相談支援体制の整備については、既存の障がい者生活支援センター(※4)の機能強化や、市内全域のバランスを考慮したセンターの再編など、これまでもセンターのあり方の検討を進めてきたところであるが、平成24年4月施行の「障害者自立支援法」の改正で「基幹相談支援センター」の設置が明記されたことに伴い、地域における相談支援の中核的な役割を担うセンターの設置を含め、相談支援体制の充実強化について検討しています。

※4 障がい者生活支援センター

社会福祉法人等に委託し、市内7か所において、障がい者やその家族に対する相談 支援や情報提供を行っており、相談件数は年々増加しています。



イ 基本施策の取組状況と課題

基本施策	計上事業	取組状況
	・ 社会福祉法人の育成・支援	実施中
	・ 障がい者を支援する人材の育成の充実	実施中
①サービスの質	・ 苦情解決体制の充実	実施中
の向上	・・サービス提供事業者の確保	実施中
	・ ボランティア活動の支援	実施中

「社会福祉法人の育成・支援」については、県からの権限委譲により、平成 24 年度から法人が行う事業の適正かつ円滑な運営の確保を目的に実地指導を実施しており、今後ともサービスの質を確保するため、法人の経営状況や事業の実施状況を的確に把握し、必要な指導・助言を行います。

「障がい者を支援する人材の育成の充実」において、サービスの担い手である事業者のスキルアップを図るため、移動支援事業者に対し、年2回研修会を開催しているほか、手話通訳・要約筆記等の養成講座を開催し、ボランティアや通訳として活躍できる人材を育成しています。

「障害者総合支援法」の施行において、コミュニケーション支援の分野では、手話 通訳などの派遣や人材育成に係る事業の充実・強化が各自治体に求められており、手 話通訳の派遣件数も年々増加していることから、手話通訳等の育成・確保が必要です。

- ・サービスの質の確保のための社会福祉法人等に対する育成・支援
- ・サービスの担い手となる人材の育成・確保



基本施策	計上事業	取組状況
	・権利擁護施策の充実	実施中
	・ 宇都宮市障がい者自立支援協議会の運営(権	検討中
②障がい者の権利擁護の充実	利擁護部会の設置)	
	· 日常生活自立支援事業(旧地域福祉権利擁	実施中
	護制度)の利用促進	

「権利擁護施策の充実」については、成年後見制度の円滑な活用に向けて、市社会福祉協議会が平成24年度から法人後見人モデル事業に取り組んでいます。市は地域権利擁護システム整備モデル事業運営会議に参加しながら、市社会福祉協議会の取り組みを支援しており、今後も制度の利用促進につながるよう、関係機関と連携した制度の周知啓発を行うとともに、「障害者総合支援法」の施行により市町村の必須事業となった市民後見人の育成について検討する必要があります。

「宇都宮市障がい者自立支援協議会の運営(権利擁護部会の設置)」については、 同協議会の相談支援部会の中で障がい者の権利擁護体制の構築について協議してきました。

平成23年6月に成立した障害者虐待防止法に基づき,平成24年10月1日に「宇都宮市障がい者虐待防止センター」を障がい福祉課内に設置し,障がい者やその家族,事業所従事者等からの虐待に関する通報・相談窓口及び支援を行っています。

障がい者虐待に関する複雑かつ処遇困難な事例に的確に対応するため、庁内外の関係機関・団体との情報共有や連携強化を図るための体制の構築が必要です。

- ・成年後見制度の利用促進に向けた周知啓発と人材育成
- ・虐待等への対応における庁内外の関係機関・団体との連携体制の構築



(★) は主要事業

基本施策	計上事業	取組状況
	・総合的な相談支援体制の整備(★)	検討中
③相談体制の充実	・ 宇都宮市障がい者自立支援協議会の運営	実施中
	・ 身体・知的障がい者相談員設置事業の充実	実施中
	・精神保健福祉相談・訪問指導事業の推進	実施中
	・ 精神障がい者のいる家族への相談支援の充実	実施中

主要事業である「総合的な相談支援体制の整備」については、障がいの種別に関わらず、いつでも身近な場所で、総合的な支援が受けられるよう、障がい者自立支援協議会を活用しながら、基幹相談支援センターを中心とした既存の障がい者生活支援センター7 か所の再編など、相談支援体制の強化について検討しています。

平成24年6月に相談支援事業所や精神保健福祉士等で組織する宇都宮市障がい者 自立協議会「相談支援部会」に連絡会を設置し、事例検討等を通して、相談支援専門 員の資質の向上を図っています。

「精神保健福祉相談・訪問指導事業」については、精神科医師及び精神保健福祉士による相談を実施するほか、保健師等が電話、面接訪問等を行っており、指導件数は年々増加しています。

【課題】

·既存の障がい者生活支援センターの再編や,基幹相談支援センターの設置など,相談支援体制強化の検討



施策目標5 「障がい者の生活環境の整備を推進する」

障がい者を取り巻く物理的・心理的な障壁を取り除き、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、公共施設のバリアフリー化に計画的に取り組むとともに、障がい者の理解と交流の促進を通したこころのユニバーサルデザインや視覚障がい者や聴覚障がい者に配慮した情報提供などの施策・事業に取り組みます。

ア 施策指標の進捗状況

<災害時要援護者支援事業の要援護登録者数>

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	目標値 (平成 25 年度)	達成率 (平成 24 年度)
8,056 人	8,138 人	8,509 人	8,636 人	14, 775 人	58.5%

災害時要援護者の登録者の目標値は、要介護認定高齢者や障がい者手帳所持者数などから対象者を推計し、毎年一定の割合で新規登録があると見込んだ人数であるが、要援護者への登録は、ひとり暮らしや自力での避難が困難な方を対象としているため、入所施設の利用や家族との同居などにより希望者が見込みを下回っていることや、新規登録者の伸び悩みなどから、目標の達成率が低くなっています。今後も未登録の高齢者や障がい者の登録促進に取り組むとともに、制度の実態を踏まえた目標値を検討する必要があります。



イ 基本施策の取組状況と課題

基本施策	計上事業	取組状況
	・ 発達障がい理解のための普及・啓発事業の推進	実施中
①こころのユニバ	・ 地域との交流の支援	実施中
ーサルデザイン	・ こころのユニバーサルデザイン運動の推進	実施中
の推進	・ 障がい者週間啓発事業の推進	実施中
	・ 盲導犬ふれあい教室の推進	実施中

「発達障がい理解のための普及・啓発事業」及び「障がい者週間啓発事業の推進」については、関係団体等と連携を図りながら普及啓発イベントを実施し、市民が障がいや障がい者に対する理解を深め、やさしさや思いやりの気持ちをはぐくむ福祉のまちづくりに努めています。

「障害者総合支援法」の施行により、障がいに対する普及啓発事業が必須事業に位置づけられたことから、年間を通じて啓発事業が実施できるよう、市が主催する各種のイベントなどを活用し、市民一人ひとりの理解と認識を深めるための周知・啓発活動に取り組む必要があります。

「こころのユニバーサルデザイン運動の推進」については、平成25年3月策定の「第3次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」において、ちょっとした声かけや手助けが自然に行われる社会環境づくりの推進や学校や地域における福祉教育の充実を基本施策に掲げており、やさしさや思いやりの心を育みながら、市民の相互理解を深め、実際の福祉活動へとつなげる取組の充実を図る必要があります。

【課題】

- ・障がいに対する理解を深める効果的な周知・啓発方法の検討
- ・学校や地域における福祉教育の充実に向けた効果的な手法の検討



(★) は主要事業

基本施策	計上事業	取組状況
	· 災害時要援護者支援事業の推進(★)	実施中
	· 道路のバリアフリーの推進	実施中
②快適な生活環境	・ 公共建築物・公園・学校施設等のバリアフリー	実施中
整備の推進	の推進	
	・ 障がい者用公営住宅の整備推進	実施中
	· ノンステップバスの導入の推進	実施中

主要事業である「災害時要援護者支援事業の推進」については、34 地区において 地区支援班を設置しており、平成24 年度に導入した災害時要援護者支援システムを 活用しながら、地区支援班への支援の強化・充実を図り、実効性の高い支援体制づく りに努めるとともに、協定未締結地区(5 地区)との締結を推進する必要があります。

「公共建築物・公園・学校施設等のバリアフリーの推進」については、平成21~23年度までに学校のバリアフリー整備がほぼ完了したところであり、現在は、地区市民センターや体育館等のオストメイト対応トイレの整備を進めています。今後はエレベーターの整備について優先順位を検討し、計画的に進めていく必要があります。

【課題】

- ・災害時要援護者支援制度における未登録者への登録促進,地区支援班に対する支援 の強化・充実
- ・計画的な公共施設・公共交通のバリアフリー化



基本施策	計上事業	取組状況
	・ 障がい特性に応じた情報の提供の推進	実施中
 ③情報バリアフリー	・ インターネット等の活用促進	実施中
	・ 点字広報・声の広報による広報活動	実施中
の推進	・ コミュニケーション支援の充実	実施中
	・ IT講習会の充実	実施中

「障がい特性に応じた情報の提供の推進」については、平成24年度に携帯端末を活用した防災情報のメール配信サービスを障がい者や関係団体等に周知し、利用登録の促進を図ったほか、「障がい者に対する情報バリアフリー推進ガイドライン」を作成し、障がい者が情報を円滑に取得・利用できるよう、障がい特性に応じた情報提供方法等の普及啓発に努めています。

「コミュニケーション支援の充実」については、聴覚障がい者の社会参加機会の増加に伴い、手話通訳等の派遣件数が年々増加していることから、手話通訳等の人材育成と活動できる人材の確保が必要です。

「IT講習会の充実」については、情報通信技術の進展による情報提供方法の多様 化が進む中で、障がい者が情報を円滑に取得・利用するための機器の開発が進んでい ることから、障がい者が情報通信機器を利用できるよう、障がい特性に応じたIT講 習会の開催が必要です。

【課題】

- ・障がい特性に応じた情報提供の推進と、障がい者の情報通信技術の取得促進
- ・コミュニケーション支援を行う人材の育成・確保



(2) リーディングプロジェクトの取組状況と課題

障がい者の自立支援プロジェクト

ア 就労支援の充実

障がい者の生活能力・自立能力を高めるために就労支援の充実に取り組みます (経済的自立)

イ 地域生活支援の充実

障がい者が地域で安心して自立した生活を送るための支援の充実に取り組みます (精神的自立)

ア リーディングプロジェクトに計上した事業の取組状況について

(ア) 就労支援の充実

・わく・わくショップUの運営(平成21年度~)

参加事業所数が増加し、売上げも増加傾向にあるとともに、障がい者の就労訓練の場としても機能しています。

くわくわくショップリの運営状況>

	参加事業所数	総売上額	就労訓練 延べ人数
平成 21 年度	11 事業所	7,642,190 円	680 人
平成 24 年度	20 事業所	13,863,975 円	1,044 人

・官公需の発注促進(平成 21 年度~)

物品・役務ともに増加し、啓発の効果が現れているといえます。

	発注総額	(物品)	(役務)
平成 21 年度	4,432 千円	799 千円	3,633 千円
平成 24 年度	6,316 千円	1,536 千円	4,780 千円

・製品創造・開発プロジェクトU(平成20年度~)

独自ブランド「黄ぶなの贈り物」を創設し、3商品を開発・販売

・宇都宮市障がい者自立支援協議会就労支援部会の運営

就労支援における課題と対応策について、関係機関と意見交換を実施



(イ) 地域生活支援の充実

・グループホーム等の設置促進

精神障がい者用のグループホーム等が増加しています。

<グループホーム・ケアホーム設置数>

	施設数(定員数)	うち知的障がい者用	うち精神障がい者用
平成21年度	52 (307 人)	20(102人)	32(205 人)
平成24年度	56(384人)	18 (90 人)	38(294人)

・障がい者の地域移行者数

障がい福祉施設の入所者や長期入院している人のうち、グループホーム等への移行が可能な障がい者に個別指導・個別訓練等を行うなど、地域生活への移行に向けた対策を講じており、障がい者の地域移行者数は増加しています。

<地域移行者数(累計)>

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
58 人	77 人	84 人	101人

イ 課題

◆就労支援の充実

障がい者の経済的自立を促進するため、福祉的就労における障がい者施設等製品の販路拡大の促進、官公需や企業等からの発注促進や、一般就労を促進するため関係機関との連携強化が必要です。

◆地域生活支援の充実

障がい者が地域で安心して自立した生活を送るため、総合的な相談支援体制の構築や、障がい者の居住の場の確保、利用者のニーズに合ったサービスの安定供給が必要です。



4 アンケート調査結果の概要について

第4次宇都宮市障がい者福祉プランの策定にあたり、障がい者の生活状況やサービス等に関する現状と今後の意向を把握し、各種施策や事業の基礎資料とするため、次の調査をしました。

(1)調査対象者

本市の平成 25 年 3 月 31 日現在の本市の障がい者手帳所持者(身体・知的・精神障がい) 20,034 人のうち、男女別、年齢別に偏りがないよう層化無作為抽出した 2,478 人に対して調査を実施

調査対象者	身体	知的	精神	合計
18歳以上	623 人	548 人	544 人	1,715 人
18歳未満	309 人	438 人	16 人	763 人
合 計	932 人	986 人	560 人	2,478 人

(2)調査期間

平成 25 年 6 月 3 日~6 月 21 日

(3)調査方法

郵送によるアンケート調査

(4)回収率

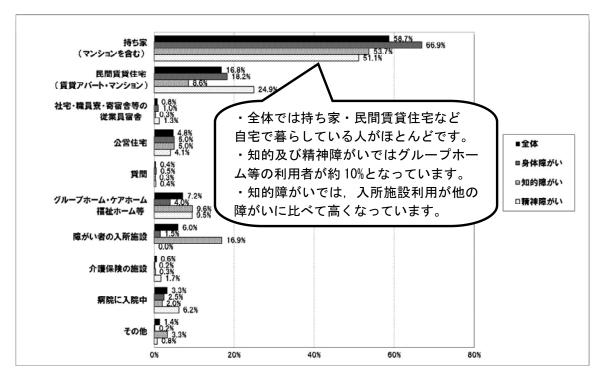
56.5% (1.401 人/2.478 人)



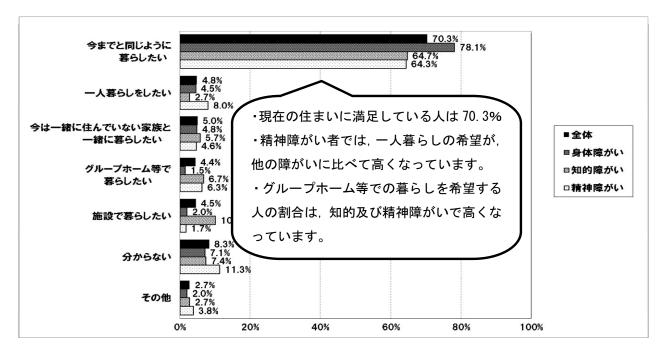
(5)調査結果の主な内容

①住まいについて≪18歳以上≫

現在、あなたが暮らしている所はどこですか。

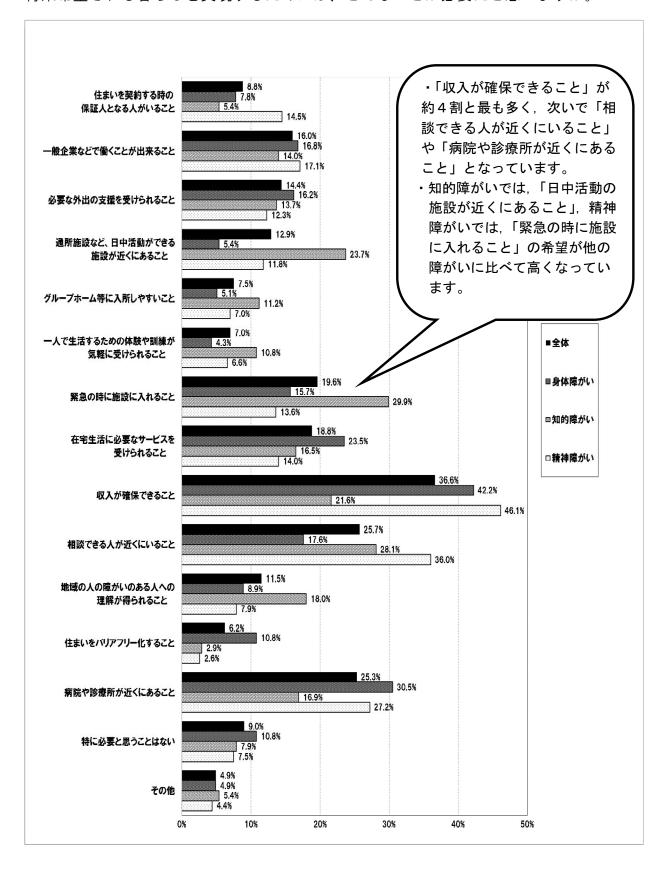


将来、どのように暮らしたいと考えていますか。





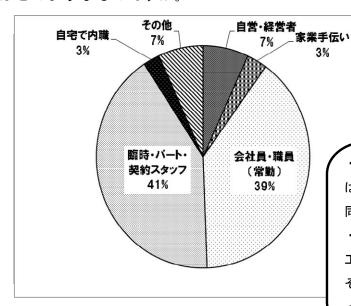
将来希望される暮らしを実現するためには、どんなことが必要だと思いますか。





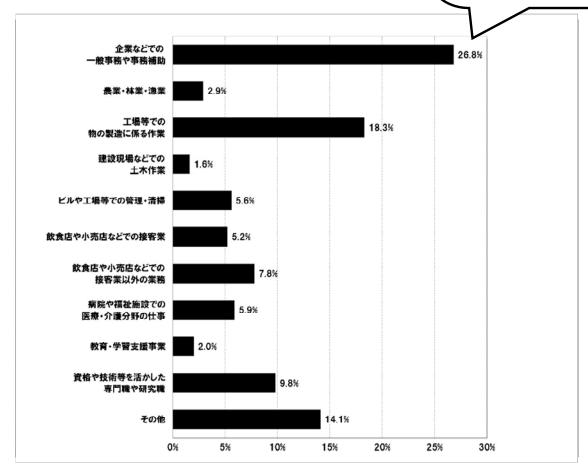
②就労について≪18歳以上≫

現在の就労形態はどのようなものですか。



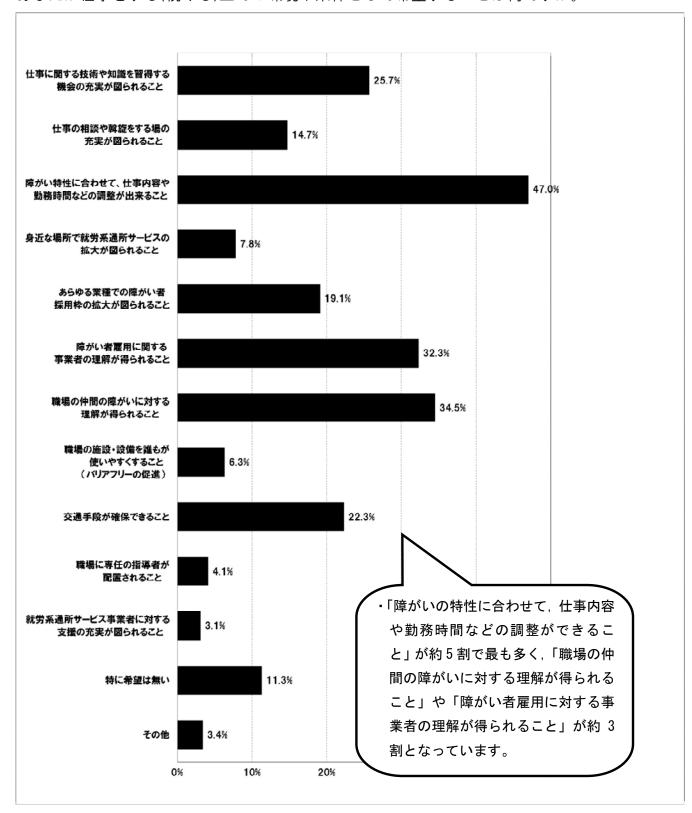
- ・一般就労している人の就労形態 は会社などの常勤とパートがほぼ 同じ割合となっています。
- ・仕事の内容では、事務が約3割、 工場等での作業が約2割と多く、 その他の職種は全て1割以下となっています。

仕事の内容はどのようなものですか。





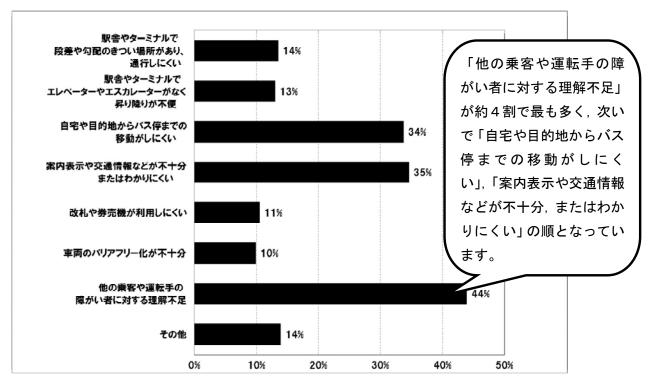
あなたが仕事をする(続ける)上での環境や条件として希望することは何ですか。





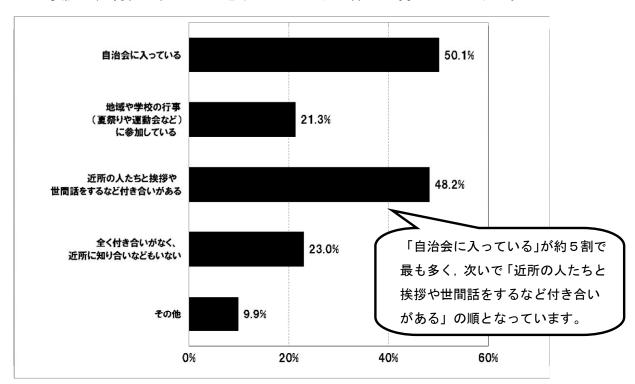
③移動・外出支援について

公共交通機関を利用する際に不便に感じるところはどのような点ですか。



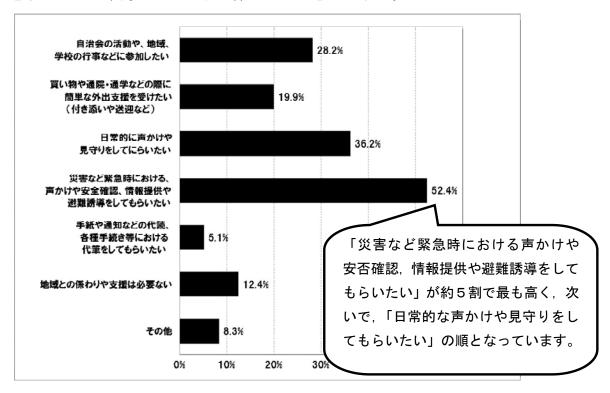
④地域との係わりについて

あなたやご家族は、現在お住まいの地域とどのような係りを持っていますか。



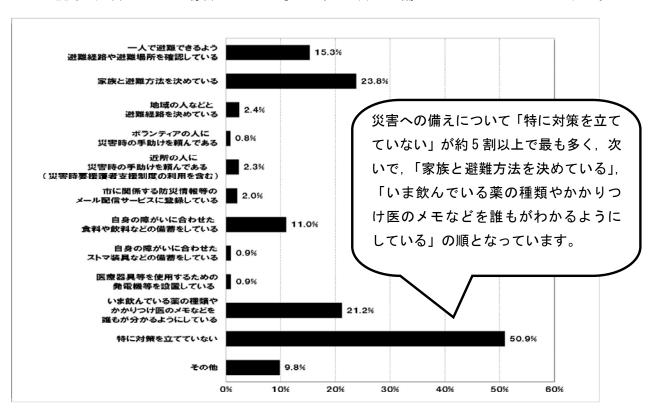


今後、地域の人と日常的にどのように係りたいと思いますか。



⑤災害への備えについて

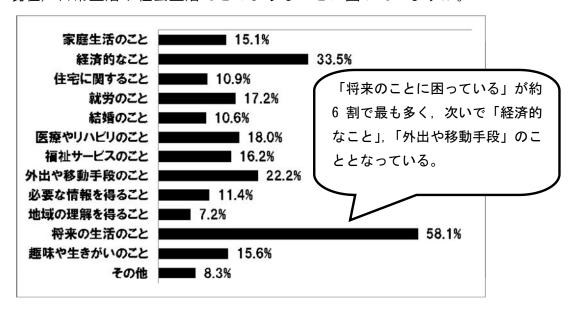
あなたは地震や災害がおきた場合のことを考えて、日頃から備えていることがありますか。



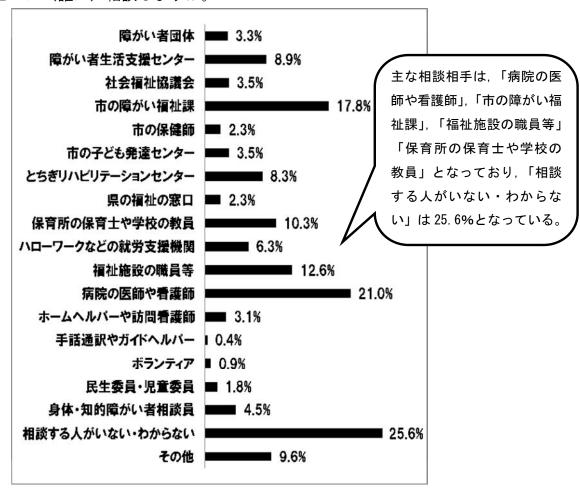


⑥相談支援の充実について

あなたは、現在、日常生活や社会生活でどのようなことに困っていますか。



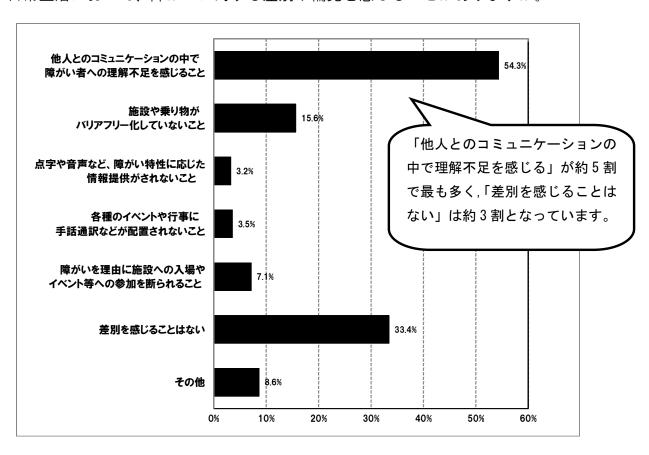
困った時に、どこに(誰に)相談しますか。

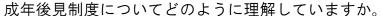


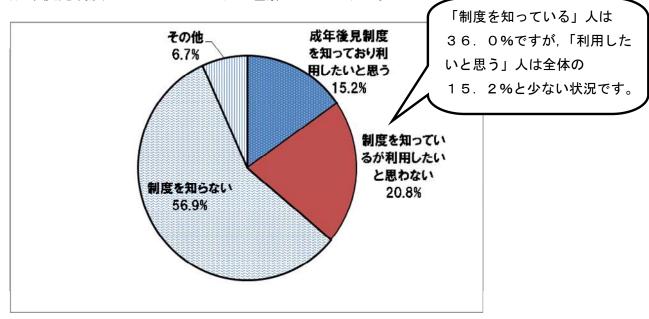


⑦障がい者の権利擁護について

日常生活において、障がいに対する差別や偏見を感じることがありますか。









5 関係団体との意見交換会の結果について

第4次宇都宮市障がい者福祉プランの策定にあたり、障がい者の生活状況やサービス等に関する現状と今後の移行を把握し、各種施策や事業の基礎資料とするため、関係団体から意見を聴取しました。

(1)実施期間

平成 25 年 7 月 1 日 (月) ~ 7 月 11 日 (木)

(2)意見交換実施団体

団体名	団体の構成員など
社会福祉法人	肢体不自由・視覚・聴覚・音声機能等に障がいの
宇都宮市障害者福祉会連合会	ある者,肢体不自由児・者の父母など
宇都宮精神保健福祉会	精神障がい者のある人の家族
特定非営利活動法人	知的障がい者の家族,地域活動支援センターの運
宇都宮市知的障害者育成会	営事業者
栃木県難病団体連絡協議会	難病患者
特定非営利活動法人	障がい福祉サービス提供事業者
栃木県障害施設・事業協会	
特定非営利活動法人	肢体不自由,知的障がい,発達障がいなどのある
障がい者福祉推進ネットちえのわ	子の親,学識経験者,医師など

(3) 主な意見

- ア 日中活動の場の充実について
 - ・障がい者が気軽に通える「居場所」のようなものが必要
 - ・重度の障がい者に対する余暇活動の充実が必要
 - ・重度の障がい者の受け入れ先が不足しており、サービス提供体制の充実が必要
 - イ 一般企業等への就労支援の充実について
 - ・職場における障がい者への理解促進、障がい特性に応じた配慮が必要
 - ・就労後の継続的なフォローアップなどの定着支援の充実が必要
 - · 障がい者が安心して働き続けるための支援が必要



- ウ 外出支援の充実について
- ・外出支援サービスのグループ利用を可能にするなどの、利用要件の緩和
- ・障がいの程度や外出のしづらさなどに応じた外出・移動支援策の検討

エ 将来の生活について

- ・在宅の障がい者に対する、親なき後の孤立防止に向けた、サービス利用の促進が必要
- ・ 障がい者やその家族に対する,成年後見人制度の周知啓発が必要
- ・親なき後や障がい者の重度化・高齢化に対応した住まいの場の確保が必要
- ・障がい者の地域移行促進に向けた,公営住宅や民間住宅などあらゆる居住形 態の充実が必要
- ・障がい者の地域移行に向けた,グループホームの体験入所や,自立訓練としての短期入所利用が必要
- ・緊急時など必要な時に利用できるよう, 短期入所の充実が必要

オ 災害への備えについて

- ・災害時要援護者支援制度の周知の徹底と制度利用の促進
- ・障がい者の参加による地域の避難訓練の実施が必要
- ・障がい者を対象とした福祉避難所の設置が必要
- ・避難所において,精神障がい者など他人との生活が困難な障がい者に対する 理解促進や,専用スペースの設置などの配慮が必要
- カ 障がい福祉サービス全般について
- ・小・中学校などにおける福祉教育の充実が必要
- ・在宅の障がい者が地域や社会から孤立しないよう, 見守りの仕組みなどの検 討が必要



6 障がい福祉サービス事業所への実態調査の結果について

第4次宇都宮市障がい者福祉プランの策定にあたり、障がいサービスの実施状況と現状について把握し、各種施策や事業の基礎資料とするため、関係団体から意見を聴取しました。

(1) 対象事業所

152 事業所

平成 25 年 4 月 1 日現在,市内において障がい福祉サービスを提供 している 140 事業所及び地域活動支援センター12 事業所

- (2)調査方法 郵送によるアンケート調査
- (3)調査時期 平成25年6月中旬から下旬
- (4)回収率 77.6% (118事業所/152事業所)
- (5) 主な調査結果について
 - ア 提供しているサービスの利用状況について
 - ・訪問系(居宅介護,重度訪問介護,同行援護,行動援護)では,居宅介護の利用者が多く,日中活動系サービス(短期入所,療養介護,生活介護,自立訓練,就労移行支援,就労継続支援A型・B型,地域活動支援センター)では,生活介護,就労継続支援A型については,定員を上回る利用がある。
 - ・ 居住系サービス(グループホーム,ケアホーム,施設入所支援)では,施設 入所支援では、定員を上回る利用がある。

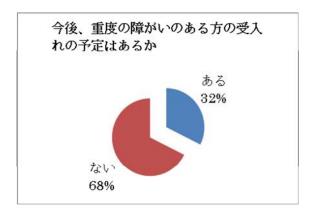


イ 重度障がい児・者の利用について

- ・ 現在, 重度の障がい児・者が利用している事業所は 80 事業所あり, 主に生活介護, 居宅介護を利用している。
- ・ 重度の障がい児・者(※)7,672人の約1割の人が障がい福祉サービスを利用しており、うち医療的ケア(身体・知的)が必要な障がい児・者の利用は利用者全体の約2割を占めている。
 - ※身体障がい者手帳 1・2 級、療育手帳 A・A1・A2 及び重複障がい (7,372 人)、精神障がい1級(360 人)計 7,672 人
- ・ 医療的ケアが必要な障がい児・者は、主に居宅介護や生活介護の障がい福祉 サービスを利用している。

ウ 重度障がい者の受入れ

・ 33 事業所が「ある」と回答しており、提供サービスの定員を増加するなど、 108 人を受入れる予定、うち医療的ケアが必要な方は 19 人を受入れる予定 である。



<主な受入予定サービス>

内 容	事業所数	受入れ
		(医療的ケア)
訪問系(居宅介護,同	17	33
行援護など)		(6)
⊬ 江人≠	7	52
生活介護	/	(10)

・ 重度障がい者を受入れの課題について,「スタッフの確保」や「施設整備の 充実」に回答をした事業所が全体の約5割であり,訪問系サービスや日中活 動系サービスでは「スタッフの確保」,居住系サービスでは「施設整備の充 実」と答えた事業が多い。



エ 地域生活移行について

- ・ 平成 24 年度に施設入所支援施設 8 施設のうち地域生活移行した方は 14 名 である。
- ・ 地域生活移行を希望している入所者は、現在 19 人いるが、「移行後のサポート体制の充実」や「住まいの場の確保」などが地域生活移行を進める上での課題と回答している。

オ サービス提供における課題について

- ・ 「事業の新設・拡大の予定があるか」の問いに対し、43 事業所が「予定がある」と回答しており、「提供している障がい福祉サービスの定員の増」が17 事業所、「新たな障がい福祉サービスの提供」が13 事業所ある。
- ・ サービス提供における課題として、約7割の事業所が「スタッフの確保」 を、約4割の事業所が「土地・建物・物件の確保」と回答している。

カ 工賃向上のための取り組みについて

・ 職員,利用者及び家族の意識改革」については,事業所の取り組みとの回答が多く,「先進事例の紹介」や「事業所等職員を対象とした工賃向上研修会」については,市の取り組みとして,また,「施設間のネットワーク」や「地域の産業界等との連携」については,協働の取り組みとして回答している。



7 課題の整理と総括

(1)課題の整理

◆障がい福祉サービスの提供について

障がい者の重度化, 高齢化に対応した施策の検討や利用者ニーズに合った障がい福祉サービスの提供の充実, サービスの担い手育成など, 障がい福祉サービスの提供体制を充実していく必要があります。

◆地域で自立した生活を送ることについて

入所施設等からの地域移行の促進や住まいの場の確保,総合的な相談体制の充実 や孤立を防ぐためのしくみづくり,防災対策の強化が求められています。

◆一般就労について

職場における障がいへの理解促進や就労場所や就労分野の拡大,就労後の職場定 着支援の充実が求められています。

◆福祉的就労について

「生きがい」や「やりがい」のある日中活動の充実や,工賃向上のための支援を 充実していく必要があります。

◆障がい児施策について

幼少期からの障がいへの理解を深める福祉教育の充実や障がい児が本人の能力 や年齢に応じた療育・教育を受けられるための配慮や環境の充実が求められていま す。

◆外出支援について

利用者ニーズに合った移動手段や交通費助成の充実,サービス提供事業者やサービスの質を確保していく必要があります。



◆社会参加の促進について

重度障がい者をはじめとした障がい者の余暇活動の充実や交流を深める機会の 充実が求められています。

◆生活環境の整備

生活のあらゆる場面における,障がいの特性に応じた「合理的配慮」や情報提供の推進,公共交通機関等における計画的なバリアフリーを推進していく必要があります。

(2)課題の総括

1 **障がい者の地域生活を支える保健・医療・福祉サービスの充実** 障がい者が住み慣れた地域で生涯を通じて自立した生活を送るために、障がい者 やその家族の高齢化なども見据えつつ、地域生活を支える保健・医療・福祉サービスを充実すること。

2 障がい者本位の自立した生活の実現

障がい者が自分らしく生き生きと豊かに自立した生活が送れるよう、能力と年齢に応じた療育・教育や、適性を生かす就労、「やりがい」を感じる日中活動などを選択できる機会を充実すること。

3 障がい者が住みやすい社会環境づくり

障がい者が個性と人格を尊重され、社会生活のあらゆる場面に参加できるよう、市民 一人ひとりが障がいへの理解を深めるとともに、障がい者が社会的な障壁を感じることな く、安心・安全な生活を送れるよう、住みやすい社会環境づくりを推進すること。

✓ ※ 「住み慣れた地域」とは、「障害者基本法」第3条において、「全て障害者は、どこで誰と
 生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを
 妨げられないこと」と定められていることを踏まえ、「障がい者が住みたいと思う地域」として記載しています。



第3章 計画の基本的な考え方

(1)基本理念について

障がい者を取り巻く環境の変化に対応し、谷間のない障がい福祉施策を構築する ため、「第4次プラン」の新たな基本理念を設定します。

「障害者基本法」・「障害者総合支援法」の目的・基本理念

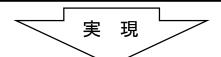
- ◆個人の尊厳の尊重 ◆共生社会の実現
- ◆社会参加機会の確保 ◆社会的障壁の除去
- ◆身近な場所における支援の充実

【主要課題】

- ◆障がい者の地域生活を支える保健・医療・福祉サービスの充実
- ◆障がい者本位の自立した生活の実現
- ◆障がい者が住みやすい社会環境づくり

【「第4次プラン」が目指す社会】

- ▶障がい者が住み慣れた地域で生涯を通じて安心して暮らせる社会
- ◆障がい者が自分の意思を尊重され、生き生きと自立して暮らせる社会
- ◆障がいの有無にかかわらず、互いの違いを認め合い、支え合い、障がい者が社会的 障壁を感じることのない社会



【基本理念】

障がいのある人が 住み慣れた地域で いつまでも自分らしく 生き生きと 安心して暮らせる 共生社会の実現



(2) 基本目標について

基本理念の実現に向け、障がい者を取り巻く環境の変化やこれまでに整理してきた課題に的確に対応するため、3つの基本目標を次のとおり定めるとともに、基本目標の達成度を評価するため、「成果指標」を設定します。

基本目標 1 生涯にわたり地域で安心して暮らせる環境づくり

障がい者が住み慣れた地域で乳幼児期から高齢期まで安心して暮らせる環境づくりを推進します。

障がい者やその家族の自立した生活を総合的に支援するため、身近で利用しやすい相談体制を整備するとともに、家族の高齢化などに伴う不安に対応し、障がい者の意思決定や日常生活を支援する権利擁護の充実や、安心して生活できる住まいの場の充実に取り組みます。

乳幼児期における障がいの早期発見や,成人においては障がいの原因となる疾病等を予防するとともに,障がい者が身近な地域で適切な治療が受けられるよう,保健・医療の充実を図ります。

また,障がい者の重度化・高齢化への対応など,地域においてきめ細かなサービスが受けられるよう,障がい福祉サービスやサービス提供体制の充実に取り組みます。

【成果指標】将来の生活に不安を感じている障がい者の割合

現状 (平成 25 年 6 月)

58.1 %



目標値(平成29年度)

48.0 %



基本目標2 自分らしく生き生きと自立して暮らせる環境づくり

障がい者が「生きがい」や「やりがい」を感じながら、自立した日常生活や社会生活を送ることのできる環境づくりを推進します。

障がいのある子が、一人ひとりの障がい特性や発達に合わせ、能力や可能性を伸ばせるよう、関係機関が連携を図り一貫した効果的な支援が受けられる体制の充実を図ります。

障がい者が能力や適性を生かし、適切な就労や生産活動に取り組むことができるよう、一般就労や福祉的就労への支援の充実を図ります。

また、余暇活動や、文化・芸術・スポーツなどの活動の充実や、余暇活動・社会参加活動の促進を図るとともに、生活に必要な移動手段の確保・充実を図ります。

【成果指標】就労・製作活動・自立訓練などの日中活動をしている障がい者の割合

現状(平成 25 年 6 月) 62.6 %

目標値(平成 29 年度) 67.0 %



基本目標3 互いに尊重し支え合う暮らしやすい環境づくり

障がい者が個性と人格を尊重され、社会的な障壁を感じることなく暮らすことができるよう、地域で支え合う環境づくりを推進します。

市民一人ひとりが、障がい者に対し日常生活の中で必要な配慮や手助けができるよう、幼少期からの福祉教育や、地域や企業における理解促進を図ります。

地域において日常的な見守りや災害時等における声かけや安否の確認ができるよう,地域で支え合う体制の充実を図ります。また,障がい特性に応じた情報提供や公 共施設のバリアフリーを推進します。

【成果指標】日常生活において社会的障壁を感じている障がい者の割合

現状(平成 25 年 6 月) 66.6 %



目標値(平成 29 年度)

50.0 %



(3)主要取組について

基本目標の達成に向け、効果的な取組を主要取組に位置づけ、早期に事業化を推進 します。なお、計画全体の進捗状況を確認するため、16 の主要取組の活動目標を毎年 進行管理していきます。

〈主要取組(16 取組)〉

基本目標	主要取組
	・地域における相談支援体制の充実
基本目標1	・成年後見制度の周知・啓発の推進
生涯にわたり地域で安心して	・高齢・児童・DVなどの関係機関との連携強化
暮らせる環境づくり	・グループホームの設置促進
	・在宅医療を含む地域療養支援体制の確保
	・発達支援ネットワーク事業の充実
基本目標2	・障がいのある児童生徒等への教育支援の充実
自分らしく生き生きと	・障がい者職場定着支援の充実
自立して暮らせる環境づくり	・工賃向上支援の充実
	・ボランティア活用による社会参加活動の促進
	・外出・移動支援の充実
	・地域や企業における障がいへの理解促進事業の充実
基本目標3	・障がいを理由とする差別解消の推進
互いに尊重し支え合う	・小中学校における障がいへの理解促進事業の充実
暮らしやすい環境づくり	・地域福祉ネットワーク形成支援
	・情報バリアフリーの普及啓発



第4章 施策の方向と展開

基本目標の達成に向け、基本施策ごとに「施策指標」を設定し、施策の進捗状況を把握・評価しながら計画的に取組を推進します。

基本目標1 生涯にわたり地域で安心して暮らせる環境づくり

障がい者が住み慣れた地域で乳幼児期から高齢期まで安心して暮らせる環境づくりを推進します。

基本施策(1) 相談支援の充実

障がい者の自立した生活を支援し、気軽に相談できるよう、教育・福祉・医療・雇用など各分野における多様な悩みに対応できる相談支援体制づくりに取り組みます。

【施策指標】困っているときに相談できる人や場所を知っている障がい者の割合

現状 (平成 25 年 6 月)	目標(平成 29 年度)
74.4 %	84.0 %

【施策・取組】

施策	No.	取組名(★主要)
	1	地域における相談支援体制の充実(★)
①総合的な相談支援の	2	精神保健福祉相談・訪問指導事業の推進
充実	3	ここ・ほっと巡回相談事業の推進
	4	子どもの発達に関する相談の推進

障がい者やその家族が、困ったときに身近な場所で気軽に相談できるよう、障がい 者生活支援センターの再編を行うとともに、中核的な役割を担う「基幹相談支援セン ター」を設置するなど、地域における相談体制の充実を図ります。



精神保健に関する悩みや不安を解消し、健康の維持・増進を図るため、適切な医療 や社会復帰に向けた支援の充実を図ります。

幼稚園・保育所・認定子ども園などにおいて、発達支援児や「気になる子」への発達の特性に応じた適切な対応ができるよう、巡回相談を実施するとともに、園の職員の支援技術の向上や保護者支援の充実に努めます。

子ども発達センターにおいては、発達の遅れに不安がある保護者等の総合的な窓口として、関係機関とのコーディネート等による、障がいの早期発見・早期療育につなぐとともに、専門的な発達検査を行い、日常生活における留意点等を助言するなど、個々の特性に応じた適切な支援を促進します。

基本施策(2) 権利擁護の充実

障がい者やその家族の高齢化等に伴い、介護などが困難になった場合に対するニーズに対応するため、成年後見制度の利用促進を図るとともに、障害者虐待防止法に基づき障がい者虐待防止等を推進し、障がい者の権利擁護の充実に取り組みます。

【施策指標】「成年後見制度」を知っている障がい者の割合

現状(平成 25 年 6 月)	目標(平成 29 年度)
36.0 %	42.0 %

【施策・取組】

	施策	No.	取組名 (★主要)
① 成在後日制在の利田伊佐	5	成年後見制度等の周知・啓発の推進(★)	
	① 成年後見制度の利用促進	6	市民・法人後見人育成の支援

判断能力に不安のある知的障がい者や精神障がい者が,「親なき後」も安心して生活することができるよう,成年後見制度の利用促進に向けた周知啓発に取り組むとともに,より利用しやすい制度となるよう。市民後見人及び法人後見人育成を促進します。



	施策	No.	取組名(★主要)
	② 障がい者虐待防止の推進	7	障がい者虐待防止に関する事業の推進
		8	高齢・児童・DVなど関係機関との連携強化(★)

障がい者に対する虐待の通報に対し迅速かつ的確に対応するとともに、虐待防止に 関する広報・啓発活動の実施など、障がい者虐待防止を推進します。

また、障がい者虐待において複雑かつ対処困難な事例に的確に対応するため、「虐待・DV対策連携会議」を開催するなど、高齢者や児童、DV等の関係機関との情報 共有や連携強化を図ります。

基本施策(3) 住まいの場の充実

障がい者が住み慣れた地域で生涯にわたり安心して生活するため、障がい者の二ーズに応じた多様な住まいの場の充実に取り組みます。

【施策指標】現在の住まいに満足している障がい者の割合

現状 (平成 25 年 6 月)	目標(平成 29 年度)
70.3 %	75.0 %

【施策・取組】

施策	No.	取組名(★主要)
	9	グループホームの設置促進(★)
① 地域における多様な	10	住宅改造支援事業の実施
住まいの場の充実	11	住宅への円滑な入居の促進
	12	障がい者に配慮した市営住宅の整備

「障害者総合支援法」の施行により、グループホームとケアホームが一元化されたところであり、障がい者の地域移行や重度化・高齢化に対応する住まいの場として、重要な役割を果たすことから、運営する法人に対する施設整備等の支援を充実し、グループホームの設置を促進します。



また,重度の身体障がい児・者の生活環境の整備を図るため,住宅改造費の助成を 行うほか,賃貸住宅等を取り扱う事業者などの関係団体と連携し,障がい者の民間賃貸 住宅への円滑な入居について支援策を検討します。

市営住宅のバリアフリー化については、身体障がい者に配慮した設備等を推進します。

基本施策(4) 保健・医療の充実

障がいにつながる生活習慣病の発症・重症化を予防するとともに、身近な地域で必要な治療やリハビリテーションを受けられるよう、保健・医療の充実に取り組みます。

【施策指標】医療やリハビリテーションについて満足している障がい者の割合

現状 (平成 23 年度末)	目標(平成 29 年度)
82. 0%	86.0%

【施策・取組】

施策	No.	取組名(★主要)
	13	乳幼児健康診査の実施
① 障がいにつながる生活習慣病	14	特定健康診査・特定保健指導の充実
の発症・重症化予防の推進	15	健康づくりの推進
	16	こころの健康づくり対策事業の推進

乳幼児の健全な発育,発達を支援するため,健康診査等において障がいの疑いがある子の早期発見に努めるとともに,生活習慣病の予防や疾患の早期発見,早期治療の実現に向けて,特定健康診査や特定保健指導の充実を図ります。

また,「第2次健康うつのみや21」に基づき,市民の健康づくりを推進し,生活習慣の改善に取り組みます。

こころの健康づくりについては、疾病の早期発見·早期対応に結び付けられるよう、 精神保健に関する正しい知識の普及啓発に努めます。



	施策	No.	取組名(★主要)
2	適切な治療や	17	医療費助成制度の推進
	リハビリテーションの推進	18	在宅医療を含む地域療養支援体制の確保(★)

重度心身障がい者医療費助成制度をはじめとした各種医療費助成制度を推進し、障がい者の経済的負担の軽減や適切な治療の促進を図るとともに、障がい者が身近な地域で適切な治療やリハビリテーションを受けられるよう、在宅医療を含む地域療養支援体制の確保に努めます。

基本施策(5) 障がい福祉サービスの充実

居宅介護や生活介護等の障がい福祉サービスについては,「障害者総合支援法」に基づき策定する「障がい福祉サービス計画」において,必要なサービスの見込み量を設定し,提供体制の確保に努めるとともに,日中一時支援事業や移動支援事業などの地域生活支援事業については,障がい者のニーズを把握しながら,充実に努めます。

【施策指標】障がい福祉サービスに満足している障がい者の割合

現状(平成 23 年度末)	目標(平成 29 年度)
83.8 %	88. 0%



【施策・取組】

施策	No.	取組名(★主要)
	19	訪問系サービス提供の推進
	20	日中活動系サービス提供の推進
1 日常生活を支える	21	福祉用具給付の推進
	22	地域移行・地域定着支援の推進
	23	計画相談支援の推進

訪問系サービスについては、障がい特性に応じたサービスの提供ができるよう、訪問介護や同行援護などの障がい福祉サービスの質の向上に努めるとともに、訪問入浴などの地域生活支援事業については、障がい者のニーズを把握しながら充実に努めます。

日中活動系サービスについては、生活介護などの法定サービスの適正な提供に努めるとともに、日中一時支援事業などの地域生活支援事業については、在宅障がい者のサービス利用の促進やレスパイトケアの充実に取り組みます。

補装具や日常生活用具給付など福祉用具の給付については,適正な支給を実施していくとともに,利用者の生活の質の向上が図れるよう,給付品目の見直しに取り組みます。

障がい者の地域移行・地域定着支援については、関係機関等と連携し、入所施設や精神科病院に入所・入院している人の中でグループホーム等への移行が可能な障がい者に個別指導・訓練を行います。

計画相談支援については、障がい者の自己選択・自己決定を尊重しながら、地域生活に必要なサービスを適切に受けられるよう、指定特定相談支援事業所や相談支援専門員の支援などを行い、サービス等利用計画の作成を推進します。



施策	No.	取組名	
	24	障がい福祉サービスの担い手の育成・支援	
② サービス提供体制の充実	25	苦情相談・解決システムの適切な運用	
	26	サービス提供施設の充実	

社会福祉法人や NPO 法人が運営する障がい福祉サービス事業所において、障がい者のニーズに対応した質の高いサービスを提供することができるよう、指導監査業務を通して育成・支援を図るとともに、重度の障がい者の受入れが促進されるよう、スタッフの人材育成に係る支援を充実します。

また, 障がい者が自分に合ったサービスを適切に受けられるよう, 苦情に対応できる苦情相談・解決システムの適切な運用を図ります。

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、補助制度を活用しながら必要な障がい福祉サービス提供施設の整備を促進するとともに、障がい者の重度化、 高齢化に対応したサービス提供施設の整備を促進するための支援策を検討します。



基本目標2 自分らしく生き生きと自立して暮らせる環境づくり

障がい者が「生きがい」や「やりがい」を感じながら、自立した日常生活や社会 生活を送ることのできる環境づくりを推進します。

基本施策(1) 発達支援の充実

障がいのある子に対する支援については、自立と社会参加を見据え、一人ひとりの ニーズに応じた適切な支援を提供するため、教育・療育環境の充実に取り組みます。

【施策指標】

個別の支援計画を活用して特別支援教育を実施している学校の割合

現状(平成 24 年度末)	目標(平成 29 年度)
97.8 %	100 %

【施策・取組】

施策	No.	取組名(★主要取組)
2	27	発達支援ネットワーク事業の充実(★)
	28	障がい児診療検査事業の推進
	29	障がい児療育の推進
① 療育の推進	30	通園事業の推進
32	31	通所支援サービスの推進
	32	家族支援事業の推進
	33	発達支援専門職スキルアップ事業の充実

乳幼児期から就労期にわたる一貫した支援ができるよう,医療・保健・福祉・教育・ 就労の関係課や関係機関の連携を強化し,「個別の支援計画」の策定や「サポートファ イル かがやき」の活用推進等により,発達支援ネットワークの充実を図ります。



また,小児科医師やリハビリテーション科医師などの専門医師による診察の充実や, 理学・作業療法士,言語聴覚士,心理相談員による障がい児療育事業や発達に心配のある児の指導と保護者の相談に応じる保育士によるカンガルー教室,重症心身障がい児へのプール活動支援,肢体不自由や知的に障がいのある未就学児の社会適応指導などの通園事業など,質の高い療育を提供します。

保護者の不安軽減や障がい受容の推進を図るため、ペアレント・トレーニングや心 理相談員によるカウンセリング等の家族支援事業を推進します。

発達支援に携わる専門職等職員が適切な支援が行えるよう、職員の人材育成や資質 の向上に努めます。

施策	No.	取組名(★主要取組)
	34	障がいのある児童生徒等への教育支援の充実(★)
② 一人ひとりのニーズ	35	特別支援教室(かがやきルーム)担当者配置事業の推進
に応じた教育・保育環境	36	学校生活支援事業の充実
の充実	37	障がい児保育の推進
	38	留守家庭児童対策事業の充実

障がいのある児童生徒等に対し、一人ひとりの教育的二一ズに応じた適切な支援を 提供するため、個々の障がいの状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する とともに、「個別の支援計画」を策定・活用した指導を実施します。

通常の学級での学習や生活に困難さのある児童生徒に対して、特別支援教室担当者を配置するとともに、個々の障がい等の状況に応じて、援助を行う職員を派遣・配置する学校生活支援事業の充実を図ることにより、多様な学びの場の提供や適応支援に努めます。



また、障がいの有無にかかわらず、ともに成長する機会の充実を図るため、幼稚園・保育所・認定こども園などにおける障がい児保育の推進や留守家庭児童対策事業における障がい児の受入れ環境の充実に努めます。

基本施策(2) 就労支援の充実

働く意欲のある障がい者が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労については、職場における障がいへの理解促進や、職場で安心して働き続けるための定着支援に取り組むとともに、福祉的就労については、障がい者の工賃向上に向けた更なる取り組みや多様な福祉的就労の場の確保に努めます。

【施策指標】一般就労者を輩出した就労移行支援事業所の割合

現状(平成 24 年度末)	目標(平成 29 年度)
61.1%	100%

【施策指標】就労継続支援事業所における平均工賃月額

現状(平成 24 年度末)	目標(平成 29 年度)
13,000円	20, 000 円

【施策・取組】

施策	No.	取組名(★主要)	
① 一般就労への支援の充実	39	障がい者職場体験の推進	
	40	障がい者職場定着支援の充実(★)	
	41	障がい者雇用に関する啓発の推進	

個人の能力や障がい特性に応じた就労ができるよう,就労移行支援事業所の利用者を対象に,職場体験実習を実施するほか,一般就労後の障がい者に対して,相談やサポートなどを行う職場定着支援の充実を図り,障がい者が安心して働き続けることができる環境づくりを促進します。



また、事業者向け等の啓発冊子を作成・配布し、企業等に対する障がい者雇用の理解促進を図るとともに、一般就労に向けた就労体験等を行う企業の開拓を推進し、障がい者の雇用を促進します。

	施策	No.	取組名(★主要)
② 福祉的就労への支援の充実	42	工賃向上支援の充実(★)	
	43	物品等の優先調達の推進	
	44	農業と福祉の連携の推進	

福祉的就労への支援においては、市庁舎内に設置する障がい者支援施設等製品販売 所の運営など、引き続き工賃向上に向けた支援の充実を図るほか、障がい者支援施設等 が供給する物品等に対する需要の増進と優先調達の推進を図ります。

また、多様な福祉的就労の場を確保するため、農業と福祉の連携を強化し、障がい 者が農業に携わることができる環境づくりを推進します。

基本施策(3) 社会参加活動の充実・促進

障がい者が社会を構成する一員として、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会の確保に取り組みます。

【施策指標】ボランティア養成講座の受講者数(社会福祉協議会)

現状 (平成 24 年度末)	目標(平成 29 年度)
415 人	560 人

【施策指標】文化・スポーツ講座、交流活動等に参加に参加している障がい者数(延べ人数)

現状(平成 24 年度末)	目標(平成 29 年度)
21, 166 人	23, 590 人



【施策・取組】

	施策	No.	取組名(★主要)
		45	ふれあいスポーツ大会の実施
		46	ふれあい文化祭の実施
	① 社会参加・交流事業の充実	47	ボランティア活用による社会参加活動の促進(★)
		48	あすなろ青年教室交付金事業の実施

障がい者の社会参加を促進するため、ふれあいスポーツ大会や文化祭を開催し、障がい者の文化・スポーツ活動機会の充実を図るとともに、障がい者の意思疎通や社会参加などを支援するボランティアを養成するため、社会福祉協議会や NPO 法人など関係団体との連携により、市民ニーズに応じたボランティア養成講座を開催します。

また、あすなろ青年教室交付金事業の実施により、中学校の特別支援学級の卒業生を対象に、社会生活に必要な一般知識の向上や生涯学習の機会の提供に努めます。

施策 No.		取組名(★主要)	
② 文化・芸術・スポーツ活	49	文化・スポーツ講座事業の充実	
動の充実	50	障がい者のアート作品コンクールの推進	

障がい者の健康の増進や教養の向上を図るため、サン・アビリティーズや障がい者 福祉センターにおいて、魅力ある文化・スポーツ講座の実施に努めます。

また,障がい者の芸術活動を促進するため「わく・わくアートコンクール」を開催 するとともに,障がい者が製作した芸術作品を広く周知することにより,市民が障が い者への理解を深められるよう,入賞作品の巡回展示を行います。



基本施策(4) 移動手段の確保・充実

障がい者が自立した日常生活を営むうえで、生活に必要な外出や、積極的な社会参加を促進するため、障がい特性に応じた移動手段の充実や障がい者が移動しやすい環境整備に取り組みます。

【施策指標】外出支援サービスに満足している障がい者の割合

現状 (平成 25 年 6 月)	目標(平成 29 年度)
70.0 %	85.0 %

【施策・取組】

	施策	No.	取組名(★主要)
	『辛よく』、〉杜・仲・一・六・(* ナ_	51	外出・移動支援の充実(★)
	障がい特性に応じた	52	自動車運転支援事業の推進
移動手段の充実 5	53	補助犬導入・利用の推進	

障がい者の社会参加や外出機会の増加に伴う多様なニーズに対応するため,交通費の助成や移動支援事業など外出・移動支援に関する事業の再構築に取り組むほか,身体障がい者の自動車運転を支援するための免許取得や自動車改造に対する助成や, 盲導犬などの補助犬の導入に対する支援を推進します。



	施策	No.	取組名(★主要)	
2	時がい者が移動しめ	54	福祉バス運行事業の推進	
	障がい者が移動しや	55	ノンステップバス導入の推進	
	すい環境整備の推進 56		生活交通の確保・充実	

社会活動への参加の機会が少なく、外出する手段に制限がある障がい者が、充実した社会生活を送ることができるよう、個人や団体で各種大会やレクリエーションなど積極的に参加する際の福祉バス運行事業を推進します。

障がい者や高齢者をはじめ、全ての人が利用しやすいよう配慮した超低床バス(ノンステップバス)の導入を促進するため、路線バス事業者への購入費の一部助成を行い、車両等のバリアフリー化を推進するとともに、障がい者が公共交通機関を安全に利用し、円滑な移動ができるよう、公共交通機関事業者等との協力・連携のもと、地域内交通・バス・LRT・鉄道など利便性の高い生活交通の確保・充実に努めます。



基本目標3 互いに尊重し支え合う暮らしやすい環境づくり

障がい者が個性と人格を尊重され、社会的な障壁を感じることなく暮らすことが できるよう、地域で支え合う環境づくりを推進します。

基本施策(1) 障がいへの理解促進

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を 実現するため、障がいについての理解を深める取り組みを推進します。

【施策指標】障がい者シンボルマーク等の認知度

現状(平成 24 年度末)	目標(平成 29 年度)
48. 2 %	64. 7 %

【施策・取組】

施策	No.	取組名(★主要)
	57	地域や企業における障がいへの理解促進事業の充実(★)
	58	障がいを理由とする差別解消の推進(★)
① 市民意識の	醸成 59	こころのユニバーサルデザイン運動の推進
	60	ここ・ほっと交流事業の推進
	61	「宇都宮市民福祉の祭典」の実施

障がい者が社会的障壁を感じることなく、社会のあらゆる場面で積極的に活動できるよう、地域・企業などに対し障がい特性や必要な配慮について普及啓発を行います。また、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供等に関するガイドラインを策定し、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

誰もが日常生活を行う中で手助けや見守りなどが自然に行えるよう、やさしさと思いやりの心を育むこころのユニバーサルデザイン運動の推進に取り組みます。



子ども発達センターにおいて地域の方々とふれあう機会として実施しているここ・ ほっと交流事業や、宇都宮市民福祉の祭典など、障がいの有無にかかわらず交流する機 会の充実を図り、互いに理解を深め、尊重し支え合う市民意識を醸成します。

施策 No. 取組名(★主要)						
	行が教女の世帯	62	体験型出前福祉講座の充実			
	② 福祉教育の推進	63	小中学校における障がいへの理解促進事業の充実(★)			

障がいへの理解を深め、日常生活の中で声かけや手助けを自然に行うなど、福祉の こころを育むことができるよう、地域等における体験型出前福祉講座や小中学校における る障がいへの理解促進事業の充実に努めます。

基本施策(2) 地域の支援体制の充実

地域において、多様なネットワーク機能を充実させ、地域で支え合う支援体制の充 実に取り組みます。

【施策指標】災害時要援護者支援班設置地区における台帳共有化率

現状(平成 24 年度末)	目標(平成29年度)
80.6 %	100 %

【施策・取組】

		施策	No.	取組名(★主要)				
	1	叶 ≪ 壮雄 ひ 珍 小	64	災害時要援護者支援事業の推進				
'	U	防災対策の強化	65	障がい特性に応じた防災教育の推進				

避難や情報の伝達の困難な障がい者等の要援護者に対して、必要な支援を速やかに 実行できるよう、自治会などの地域団体と情報を共有しながら、災害時における支援体 制の整備を行う災害時要援護者支援事業を推進するとともに、地域や関係機関と連携し、 障がい者の参加による避難訓練の実施や、障がい特性に応じた防災マニュアルの作成な どに取り組み、実効性の高い防災対策を推進します。



施策	No.	取組名(★主要)
② 地域の多様なネット	66	自立支援協議会の活動の充実
	67	孤立死防止対策の推進
ワーク機能の充実	68	地域福祉ネットワーク形成支援 (★)

自立支援協議会の就労支援部会や相談支援部会において,障がい者を取り巻く環境 の変化などに伴う新たな課題について検討するなど,活動の充実に取り組みます。

高齢者や障がい者を含め、地域の誰もが安心して暮らせるよう、孤立死防止対策を 推進するとともに、地域住民や福祉関係者が連携協力し、地域の実情に応じた福祉活動 が展開できるネットワーク形成を支援します。

基本施策(3) バリアフリーの推進

障がい者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らすためには、必要な情報を円滑に取得・利用することや、日常生活や社会生活における社会的障壁の除去に取り組ます。

【施策指標】障がい者のための各種奉仕員養成講座の受講者数

現状(平成 24 年度末)	目標(平成 29 年度)
164 人	216 人

【施策・取組】

施策	No.	取組名(★主要)
	69	情報バリアフリーの普及啓発(★)
	70	点字・声の広報、ホームページによる広報活動の推進
① 情報バリアフリーの推進	71	意思疎通支援の充実
	72	障がい者の I C T 利用の促進
	73	図書館における障がい者等への貸出サービス等の充実



「ユニバーサルデザイン文書マニュアル」や「情報バリアフリーガイドライン」に基づき、市民や企業等にマニュアル等の周知・啓発を図り、情報のバリアフリー化を推進するとともに、広報「うつのみや」の点字や音声による情報提供を行うほか、市のホームページを音声読み上げソフトに対応した形式に充実するなど、障がい特性に応じた行政情報の提供を推進します。

また、障がい者の円滑なコミュニケーションを支援し、的確に情報を取得・伝達できるよう、手話通訳等の人材育成や盲ろう者の通訳介助員の派遣事業などの意思疎通支援の充実や|T講習会を実施するなど、|CT技術の知識の向上と生活の質の向上を図ります。

点字図書,声の図書等の貸し出しや郵送貸し出し,対面朗読サービスなど,図書館における障がい者等への貸出サービス等の充実を図ります。

施策	No.	取組名(★主要)
② ひせ佐むのびリフラリ	74	障がい者用駐車スペースの適正利用の促進
② 公共施設のバリアフリ	75	道路のバリアフリーの推進
一の推進	76	公共施設等のバリアフリーの推進

身近な生活基盤のバリアフリーの推進については、障がい者が安心して外出できるよう、障がい者用駐車スペースの適正利用を促進するほか、歩道の段差解消や視覚障がい者用ブロックの改良など、道路のバリアフリーを推進します。

また、障がい者をはじめとする市民の誰もが安心して快適に生活できるよう、公共 建築物のバリアフリー化を計画的に実施します。



第5章 計画の推進に向けて

1 計画内容の周知・啓発

本計画の推進にあたっては、市民や団体、事業者、関係機関等の協力を得られるよう、 広報紙・ホームページへの掲載や各種団体等を通じた周知など、あらゆる機会を捉えて、 効果的な周知と意識の啓発に努めます。

2 計画の推進体制

本計画の基本理念を実現するためには、計画に掲げる取組を着実に実施するとともに、 計画の進捗状況の把握や、施策や取組の検証・評価を行いながら、市内部・外部の推進 組織を効果的に活用し、実行性の高い計画となるよう努めます。

(1) 庁内推進体制

本計画を着実に推進し、障がい者の福祉の向上を図るため、市の関係部局と連携しながら各取組や事業を推進します。

(2) 庁外推進体制

市議会議員、学識経験者、社会福祉事業従事者等で構成する社会福祉審議会(障がい者福祉専門分科会)において、毎年度計画の進捗状況を報告し、施策や取組の検証・評価を行うとともに、障がい者自立支援協議会を活用し、取組や事業の充実に向けた検討を行います。

3 計画の見直し等

計画の進捗状況に関する検証・評価,また社会状況の変化や国の制度の動向等を踏まえ,必要に応じて計画に反映するほか,既存事業を見直し,限られた財源を有効に活用しながら,効果的な障がい福祉施策の推進を図ります。



資 料 編



基本目標 1 生涯にわたり地域で安心して暮らせる環境づくり 基本施策 (★)は主要取組 (1) 栢談支援の充実 1 地域における相談支援体制の充実(★) 2 精神保健福祉相談・訪問指導の推進 ①総合的な相談支援の充実 3 ここ・ほっと巡回相談事業の推進 4 子どもの発達に関する相談の推進 基本施策 (2) 権利擁護の充実 5 成年後見制度の周知・啓発の推進(★) ①成年後見制度の利用促進 6 市民・法人後見人の育成・支援 7 障がい者虐待防止に関する事業の推進 ②障がい者虐待防止の推進 8 高齢・児童・DVなど関係機関との連携強化(★) 基本施策 (3) 住まいの場の充実 9 グループホームの設置促進(★) 10 住宅改造支援事業の実施 ①地域における 多様な住まいの場の充実 11 住宅への円滑な入居の促進 12 陣がい者に配慮した市営住宅の整備 基本施策 (4) 保健・医療の充実 13 乳幼児健康診査の実施 14 特定健康診査・特定保健指導の充実 ①障がいにつながる生活習慣病 の発症・重症化予防の推進 15 健康づくりの推進 16 こころの健康づくり対策事業の推進 17 医療費助成制度の推進 ②適切な治療や リハビリテーションの推進 18 在宅医療を含む地域療養支援体制の確保(大) 基本施策 (5) 障がい福祉サービスの 充実 19 訪問系サービス提供の推進 20 日中活動系サービス提供の推進 ①日常生活を支えるサービス 21 福祉用具給付の推進 22 地域移行・地域定着支援の推進 23 計画相談支援の推進 24 障がい福祉サービスの担い手の育成・支援 ②サービス提供体制の充実 25 苦情相談・解決システムの適切な運用 26 サービス提供施設の充実

基本目標 2 自分らしく生き生きと自立して暮らせる環境づくり 基本施策 (★)は主要取組 (1) 発達支援の充実 27 発達支援ネットワーク事業の充実(★) 28 障がい児診療検査事業の推進 29 障がい児療育の推進 ①療育の充実 30 通酬事業の推進 31 通所支援サービスの推進 32 家族支援事業の推進 33 発達支援専門職スキルアップ事業の充実 34 陣がいのある児童生徒等への教育支援の充実(★) 35 特別支援教室(かがやきルーム)担当者配置事業の推進 ②一人ひとりのニーズに応じた 36 学校生活支援事業の充実 教育・保育環境の充実 37 障がい児保育の推進 38 留守家庭児童対策事業の充実 基本施策 (2) 就労支援の充実 39 障がい者職場体験の推進 ①一般就労への支援の充実 40 障がい者職場定着支援の充実(★) 41 陣がい者雇用に関する啓発の推進 42 工賃向上支援の充実(★) 43 物品等の優先調達の推進 ②福祉的就労への支援の充実 44 農業と福祉の連携の推進 基本施策 (3) 社会参加活動の 充実·促進 45 ふれあいスポーツ大会の実施 46 ふれあい文化祭の実施 ①社会参加・交流事業の充実 47 ボランティア活用による社会参加活動の促進(★) 48 あすなろ青年教室交付金事業の実施 49 文化・スポーツ護座事業の充実 ②文化・芸術・スポーツ活動の 充害 50 障がい者のアート作品コンクールの推進 基本施策 (4) 移動手段の確保・充実 51 外出・移動支援の充実(★) ①障がい特性に応じた 52 自動車運転支援事業の推進 移動手段の充実 53 補助犬導入・利用の推進 54 福祉バス運行事業の推進 ②障がい者が移動しやすい 55 ノンステップパス導入の推進 環境整備の推進



56 生活交通の確保・充実

3互いに尊重し支え合う暮らしやすい環境づくり 基本施策 (★)は主要取組 (1) 障がいへの理解促進 57 地域や企業における障がいへの理解促進事業の充実(★) 58 障がいを理由とする差別解消の推進(★) ①市民意識の醸成 59 こころのユニバーサルデザイン運動の推進 60 ここ・ほっと交流事業の推進 61 「宇都宮市民福祉の祭典」の実施 62 体験型出前福祉講座の充実 ②福祉教育の推進 63 小中学校における障がいへの理解促進事業の充実(★) 基本施策 (2) 地域の支援体制の充実 64 災害時要接護者支援事業の推進 ①肺災対策の強化 65 障がい特性に応じた防災教育の推進 66 自立支援協議会の活動の充実 ②地域の多様な 67 孤立死防止対策の推進 ネットワーク機能の充実 68 地域福祉ネットワーク形成支援(★) 基本施策 (3) バリアフリーの推進 69 情報パリアフリーの普及啓発(★) 70 点字・声の広報、ホームページによる広報活動の推進 ①情報パリアフリーの推進 71 意思疎通支援の充実 72 障がい者のICT利用の促進 73 図書館における陣がい者等への貸出サービス等の充実 74 陣がい者用駐車スペースの適正利用の促進 ②公共施設の 75 道路のパリアフリーの推進 バリアフリーの推進

基本目標



76 公共施設等のペリアフリーの推進

各取組の活動指標等

※は第3次プランに記載していないが 既に実施している取組

基本目標1 生涯にわたり地域で安心して暮らせる環境づくり

基本施策	施策	No.	主要	取組名	新規拡充	活動目標	現状値 (H25 末 見込)	目標値 (H29)
		1	*	地域における相談支援体制の充実	拡充	基幹相談支援センター の設置	0 か所	1か所
相談	総合的な	2		精神保健福祉相談・訪問指導事業の 推進	継続	精神保健に関する個別 指導件数	78 件 (H24 末)	120 件
	相談支援の充実	3		ここ・ほっと巡回相談事業の推進	拡充	巡回相談を実施する保 育園・幼稚園の実訪問園 数	60 園	100 園
		4		子どもの発達に関する相談の推進	継続	相談件数(電話·面接相 談)	1,660 件	1,700 件
	成年後見 制度の利 用促進	5	*	成年後見制度の周知・啓発の推進	拡充	周知活動回数	1回	6 旦
(2)		6		市民・法人後見人育成の支援	新規	法人後見人の団体数	1団体	3 団体
権利 擁護の	障がい者	7		障がい者虐待防止に関する事業の推 進	*	_	_	_
充実	虐待防止の推進	8	*	高齢・児童・DVなど関係機関との連 携強化	新規	_	_	_
(0)	地域にお	9	*	グループホームの設置促進	拡充	グループホームの利用 者数 (1月あたり)	317 人 (H24 末)	465 人
(3) 住まい	ける多様 な住まい	10		住宅改造支援事業の実施	継続	重度心身障がい者住宅 改造費補助件数	2件	5件
の場の	の場の充	11		住宅への円滑な入居の促進	新規	_	_	_
元夫	実	12		障がい者に配慮した市営住宅の整備	継続	市営住宅のバリアフリ 一化率	32.0%	34.0%



基本施策	施策	No.	主要	取組名	新規拡充	活動目標	現状値 (H25 末 見込)	目標値 (H29)
	障がいに	13		乳幼児健康診査の実施	継続	_	_	_
	つながる	14		特定健康診査・特定保健指導の充実	継続	特定健康診査受診率	23.1%	60.0%
	生活習慣	15		健康づくりの推進	継続	主観的健康感	70.1%	74.7%
(4) 保健・ 医療の	病 の 発 症・重症 化予防の 推進	16		こころの健康づくり対策事業の推進	継続	こころの健康づくり講 座受講者数	193 人 (H24 末)	200 人
充実	適切な治	17		医療費助成制度の推進	継続	_	_	_
	療やリハ ビリテー ションの 推進	18	*	在宅医療を含む地域療養支援体制の確保	*		ı	_
	日常生活	19		訪問系サービス提供の推進	継続	_	Ī	_
	日帝生伯 を支える	20		日中活動系サービス提供の推進	継続	_	_	-
	を又える	21		福祉用具給付の推進	継続	_	_	-
(5) 障がい	利用の推進	22		地域移行・地域定着支援の推進	*	地域生活移行者数	101 人 (H24 末)	138 人
福祉サ	<u> </u>	23		計画相談支援の推進	*	1	1	_
ービス の充実	サービス提供体制	24		障がい福祉サービスの担い手の育成・ 支援	拡充	障がい福祉サービス事 業所に対する研修会の 実施	2 回	6 旦
	の充実	25		苦情相談・解決システムの適切な運用	継続	_	_	_
		26		サービス提供施設の充実	拡充	_	_	



基本目標2 自分らしく生き生きと自立して暮らせる環境づくり

							11111111111111111111111111111111111111	
基本	Internal Arriva	N		TC 42 4	新規	77 AL 12 12	現状値	目標値
施策	施策	No.	主要	取組名	拡充	活動目標	(H25 末	(H29)
							見込)	
		27	*	発達支援ネットワーク事業の充実	拡充	_	_	_
		28		障がい児診療検査事業の推進	継続	診療検査実施回数	321 回	396 囯
						障がい児療育事業に	3820	3965
		29		障がい児療育の推進	継続	おける指導人数 (年間	人	人
						延べ)	X	八
	療育の推	30		通園事業の推進	継続	通園利用契約者数	83 人	96 人
	進	31		通所支援サービスの推進	継続		I	-
		90		家族支援事業の推進	小小小牛	ペアレント・トレーニ	00.1	01.1
(1)		32			継続	ング受講者延人数	38 人	61 人
発達支				発達支援専門職スキルアップ事業の 充実	継続	発達支援専門職に対		0 🖾
援の充		33				する研修等の開催回	7回	8回
実						数・参加者数	330 人	400 人
		0.4	*	障がいのある児童生徒等への教育支	☆ C.∔B			
	一人ひと	34	*	援の充実	新規	_		_
	りのニー	25		特別支援教室(かがやきルーム)担当	継続			
	ズに応じ	35		者配置事業の推進	邢丕形辽			
	た教育・	36		学校生活支援事業の充実	継続	_	Ī	_
	保育環境	37		障がい児保育の推進	継続	障がい児保育実施箇	43 園	82 園
	の充実	37			州亚利北	所数	49 函	02 <u>(</u> 8)
		38		留守家庭児童対策事業の充実	継続	障がい児受入人数	79 人	98 人
						就労移行支援事業所		
		39		障がい者職場体験の推進	新規	からの職場体験希望	0人	9 人
(2)	. 6几 土5 254					者受入数(年間)		
就労支	一般就労					一般就労者を輩出し		100.0
援の充	への支援	40	*	障がい者職場定着支援の充実	新規	た就労移行支援事業	61.1%	100.0
実	の充実					所の割合		%
		4.1			#4-#-	事業者向け啓発冊子	2200	2300
		41		障がい者雇用に関する啓発の推進	拡充	の配布部数	₩	₩



基本施策	施策	No.	主要	取組名	新規拡充	活動目標	現状値 (H25末 見込)	目標値 (H29)
(2) 就労支	福祉的就	42	*	工賃向上支援の充実	拡充	就労継続支援事業所におけ る平均工賃月額	13000 円	20000 円
援の充実	労への支 援の充実	43		物品等の優先調達の推進	*	庁内における物品等調達 部局室数	4 部 1 局	全部局室
		44		農業と福祉の連携の推進	新規	_	(H25 末 目材	_
(3) 社会参 加活動 の		45		ふれあいスポーツ大会の実施	継続	ふれあいスポーツ 大会参加者数		900人
	41 0 40 4-1-	46		ふれあい文化祭の実施	継続	ふれあい文化祭参加者数	600 人	800 人
	社会参加 ・交流事 業の充実	47	*	ボランティア活用による社会参 加活動の促進	拡充	ボランティア養成講座の受 講者数(社会福祉協議会ボラ ンティアセンター事業)		560 人
		48		あすなろ青年教室交付金事業の 実施	*	_	_	_
充実・ 促進	文化・芸 術・スポ ーツ活動 の充実	49		文化・スポーツ講座事業の充実	継続	文化・スポーツ講座, 交流 活動等に参加している障 がい者数(延人数)	21166 人	23590 人
		50		障がい者のアート作品コンクー ルの推進	*	わく・わくアートコンクー ル巡回展示会 一日あた りの平均来場者数	292 人	400 人
		51	*	外出・移動支援の充実	拡充	外出・移動支援施策の再構築	検討	実施
	障がい特 性に応じ た移動手	52		自動車運転支援事業の推進	継続	身体障がい者自動車改造 費助成・運転免許取得費助 成件数	15 件	20 件
(4) 移動手	段の充実	53		補助犬導入・利用の推進	継続	補助犬導入等補助金助成 件数	1件	3件
段の確保・充実	障がい者 が移動し	54		福祉バス運行事業の推進	継続	福祉バスの稼動率		59.3%
	やすい環境整備の	55		ノンステップバス導入の推進	継続	ノンステップバスの導入 率	38.3% (H24 末)	52.0~ 60.5%
	推進	56		生活交通の確保・充実	*	_	_	_



基本目標3 互いに尊重し支え合う暮らしやすい環境づくり

基本施策	施策	No.	主要	取組名	新規拡充	活動目標	現状値 (H25 末見 込)	目標値 (H29)
	市民意識の醸成	57	*	地域や企業における障がいへの 理解促進事業の充実	拡充	市が実施する各種イベン ト等における障がい者に 関する啓発活動回数	2 旦	20 回
		58	*	障がいを理由とする差別解消の 推進	新規	合理的配慮に関するガイ ドラインの作成・配布(年間)	0	2,600 冊/年
(1) 障がい		59		こころのユニバーサルデザイン 運動の推進	継続	障がい者シンボルマーク の認知度	48.2% (H24 末)	64.7%
の理解促進		60		ここ・ほっと交流事業の推進	*	ここ・ほっと交流事業の参加者数	4900 人	5300 人
7年1人20		61		「宇都宮市民福祉の祭典」の実 施	*	宇都宮市民福祉の祭典の 来場者数	10000 人	11000 人
	福祉教育の推進	62		体験型出前福祉講座の充実	継続	市社協の出前福祉講座の 開催回数・受講者数(年間)	145 回· 5,090 人 (H24 末)	250 回 6500 人
		63	*	小中学校における障がいへの理 解促進事業の充実	拡充	小学校における出前講座 等の実施回数	16 回/年	30回/年
(2)	防災対策の強化	64		災害時要援護者支援事業の推進	継続	災害時要援護者支援班設 置地区における台帳共有 化率	80.6% (H24 末)	100.0%
(2) 地域の 支援体 制の充 実		65		障がい特性に応じた防災教育の 推進	新規	障がい特性に応じた防災 マニュアルの作成	未実施	実施
	地域の多様なネッ	66		自立支援協議会の活動の充実	継続	自立支援協議会ホームページの設置	無	有
大 	トワーク	67		孤立死防止対策の推進	*	_	-	_
	機能の充 実	68	*	地域福祉ネットワーク形成支援	*	_	_	_



基本施策	施策	No.	主要	取組名	新規拡充	活動目標	現状値 (H25 末 見込)	目標値 (H29)
	情報バリアフリーの推進	69	*	情報バリアフリーの普及啓発	拡充	情報バリアフリーの推進 に係る出前講座の実施回 数・参加者数	2回・ 90人/年	10 回・ 400 人/年
		70		点字・声の広報,ホームページ による広報活動の推進	拡充	点字・声の広報「うつのみ や」発行回数	12回/	12回/年
(3)		71		意思疎通支援の充実	拡充	障がい者のための各種奉 仕員養成講座の受講者数	164 人 (H24末)	216 人
バリア		72		障がい者の ICT 利用の促進	継続	ICT 講習会開催回数	3 回	9 回
フリーの推進		73		図書館における障がい者等への 貸出サービス等の充実	*	点字図書・音訳図書の蔵書 数	8,025 タイトル	8,453 タイトル
	公共施設 のバリア フリーの 推進	74		障がい者用駐車スペースの適正 利用の促進	*	_	_	_
		75		道路のバリアフリーの推進	継続	_	_	_
		76		公共施設等のバリアフリーの推 進	継続	市有施設のバリアフリー 化施設の割合	65.8% (H24末)	76.8%



(仮称) 第4次宇都宮市障がい者福祉プラン策定体制

提言

付議

<庁内検討組織>

庁 議

審議・報告

関係部長等会議(必要に応じ開催)

(仮称) 第4次障がい者福祉プラン策定委員会

【委員会】

1 役割 計画の作成, 分野間の連携

2 構成

· 委 員 長:保健福祉部次長 ・副委員長:子ども部次長

・委員

財政課長, 危機管理課長, 政策審議室 長,交通政策課長,広報広聴課長,みん なでまちづくり課長, 男女共同参画課 長,保健福祉総務課長,高齢福祉課長, 障がい福祉課長、保健所総務課長、健康 増進課長,保健予防課長,子ども家庭課 長,保育課長,子ども発達センター所 長, 商工振興課長, 農業振興課長, 道路 維持課長,住宅課長,学校教育課長,生 涯学習課長,教育センター所長

※ その他の関係部署等については 必要に応じて臨時協議

【作業部会】

1 役割 計画素案の作成 分野間の連携

2 構成

- ・部会長:障がい福祉課長補佐
- 委員

委員会を構成する課等の担当係長等

<庁外検討組織>

宇都宮市社会福祉審議会 (障がい者福祉専門分科会)

- 1 役割 計画への提言
- 2 委員構成 14名
 - 市議会議員 (1名)
 - 社会福祉従事者(5名)
 - (5名) 学識経験者
 - 臨時委員 (1名)
 - 公募委員 (2名)

市民の意見の反映 障がい者に対するアンケート 反映 調査の実施 障がい者団体等との意見交換 会の実施 パブリックコメントの実施



障がい福祉課 (事務局)

宇都宮市障害者福祉プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 宇都宮市障害者福祉プランを策定するため、宇都宮市障害者福祉プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 障害者福祉プランの策定
 - (2) その他障害者福祉プランにおいて必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長には保健福祉部次長、副委員長には子ども部次長をもって充てる。
- 3 委員には別表1に掲げる者をもって充てる。
- 4 委員長は委員会を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長が、その職務を代理する。
- 6 委員長は、必要に応じ、別表1に掲げる者以外の者を臨時委員に充てることができる。

(会議)

- 第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 別表1に掲げる者のうち、下線の付されている者については、審議内容に応じて出席を求めるものとする。
- 3 委員会は、必要があると認めたときには、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(策定作業部会)

- 第5条 第2条に規定する所掌事務についての調査研究及び連絡調整を行うため,委員会に策定作業 部会を置く。
- 2 策定作業部会は部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長には障害福祉課長補佐を、副部会長には子ども発達センター副所長をもって充てる。
- 4 部会員は別表2に掲げる課・室の職員のうち、該当課・室長が指名する者をもって組織する。



- 5 部会長及び副部会長の職務,並びに作業部会の会議については,第3条第4項,第5項,第4条 第1項及び第3項を準用する。
- 6 別表2に掲げる課・室長が指名する者のうち、下線の付されている課・室長が指名する者の招集 については、第4条第2項を準用する。

(庶務)

第6条 委員会に及び作業部会に関する庶務は、障害福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、部会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月12日から施行する。

別表1 (第3条関係)

財政課長,<u>危機管理課長</u>,政策審議室長,<u>交通政策課長</u>,<u>広報広聴課長</u>,<u>みんなでまちづくり課長</u>, 男女共同参画課長,保健福祉総務課長,高齢福祉課長,障害福祉課長,<u>保健所総務課長</u>,健康増進 課長,保健予防課長,子ども家庭課長,<u>保育課長</u>,子ども発達センター所長,商工振興課長,<u>農業</u> 振興課長,道路保全課長,<u>住宅課長</u>,<u>学校教育課長</u>,生涯学習課長,教育センター所長

別表2(第5条関係)

財政課,<u>危機管理課</u>,政策審議室,<u>交通政策課</u>,<u>広報広聴課</u>,<u>みんなでまちづくり課</u>,男女共同参 画課,保健福祉総務課,高齢福祉課,障害福祉課,<u>保健所総務課</u>,健康増進課,保健予防課,子ど も家庭課,<u>保育課</u>,子ども発達センター,商工振興課,<u>農業振興課長</u>,<u>道路保全課</u>,住宅課,<u>学校</u> 教育課,生涯学習課,教育センター



策 定 経 過

月日	会議	主な内容	
平成 25 年	・庁内関係課長会議	・計画の策定体制とスケジュールについて	
2月			
3月	・社会福祉審議会障がい者福祉専門	・現行計画の進捗状況について	
	分科会	・計画の策定体制とスケジュールについて	
4月	・社会福祉審議会障がい者福祉専門	・公募委員(2名)決定	
	分科会公募委員選考		
5月	・第1回庁内策定委員会	・障がい者を取り巻く社会環境の変化について	
		・現行計画の取組状況と課題について	
		・障がい者等へのアンケート調査の実施について	
6月	・障がい者手帳所持者・障がい福祉	・障がい者の生活実態等について	
	サービス事業所に対するアンケー	・今後充実すべき障がい福祉施策について	
	ト調査の実施	・障がい福祉サービス提供における課題等について	
7月	・関係団体(6団体)との意見交換	・障がい福祉施策の課題等について	
8月	•第2回庁内策定委員会	・各種基礎調査結果の概要について	
	・第1回社会福祉審議会障がい者福	・課題の総括について	
	祉専門分科会		
10 月	·第3回庁内策定委員会	・計画の施策体系等について	
	・第2回社会福祉審議会障がい者福		
	祉専門分科会		
1月	・第4回庁内策定委員会	・計画(素案)について	
	・パブリックコメントの実施		
2月	・第3回社会福祉審議会障がい者福	・計画(素案)について	
	祉専門分科会		
	・第1回障がい者自立支援協議会		
3月	・第4回社会福祉審議会障がい者福	・計画 (案) について	
	祉専門分科会	・提言書(案)について	
	・第1回社会福祉審議会全体会	・平成25年度専門分科会の調査審議について	
	・提言書の提出	・社会福祉審議会から市長へ提言書を提出	
	• 庁議部長会	・計画決定	



「第4次宇都宮市障がい者福祉プラン」 提 言 書

平成26年3月19日 宇都宮市社会福祉審議会



1 提言にあたって

本審議会は、市が平成21年2月に策定した「第3次宇都宮市障がい者福祉プラン」 (以下、「第3次プラン」という。)の計画期間が平成25年度で終了することから、 新たに「第4次宇都宮市障がい者福祉プラン」(以下、「第4次プラン」という。)を 策定するにあたり、総合的かつ専門的な見地から意見を提言するものである。

本審議会は、障がい者福祉専門分科会において、平成25年8月26日の第1回会議 以降、4回の会議を開催し、様々な議論を重ねてきた。

国においては、「障害者基本法」の改正をはじめ、「障害者総合支援法」や、「障害者差別解消法」の制定のほか、教育・雇用・生活支援など、関連分野の法改正を進め、平成26年2月19日に「障害者権利条約」が法律として効力を発するようになった。

また,障がいの重度化や家族の高齢化,障がいの範囲が拡大したことに伴うニーズの 多様化など,障がい者を取り巻く社会環境は大きく変化している。

このような中、市としても、障がい者一人ひとりが個人として尊重され、自身の存在の価値を実感し、真の意味で社会の一員として暮らすことができ、様々な人と共に支え合いながら、生きていくことの喜びを分かち合える共生社会の実現に向けた取組を、より一層推進していく必要がある。

本審議会は、このような基本的な認識のもとに、この提言をまとめたところである。 市においては、「第4次プラン」を策定するにあたり、この提言の趣旨を十分に反映 するとともに、計画推進にあたっては、市民、関係機関及び行政が連携しながら、障が い福祉施策を総合的・計画的に推進していくことを期待するものである。



2 対応すべき課題

「第3次プラン」においては、障がい者が地域で安心して自立した生活を送るため、「就 労支援の充実」や「地域生活支援の充実」を重点的に取り組んできたところである。

「第4次プラン」を策定するにあたっては、「第3次プラン」の評価から導き出された課題や、法改正等の障がい者を取り巻く社会環境の変化、障がい者手帳所持者や事業者を対象として実施したアンケート調査の結果や当事者団体等との意見交換会で把握した課題などを的確に捉え、計画に反映させる必要がある。

特に、アンケート調査の結果や意見交換会における「障がい者やその家族の高齢化や親なき後の対応」や「病気や障がいの重度化」に対する不安の声が多く寄せられていることや、「障害者基本法」の改正や「障害者差別解消法」の成立に伴い、障がい者の意思を尊重した自立と社会参加の促進や、障がい者が社会的障壁を感じることのない住みやすい社会環境づくりが、より一層求められていることなどへの対応が重要である。

対応すべき課題としては,

- ① 障がい者やその家族の高齢化、親なき後、障がいの重度化などに的確に対応できるよう、生涯を通じて地域で安心して生活が送れる施策を充実すること
- ② 障がいの特性や能力,年齢などによって異なる個々のニーズに対応し,障がい者が「生きがい」や「やりがい」を感じながら,自分らしく生き生きと暮らせるよう,自立した生活の実現を図ること
- ③ 市民一人ひとりが障がいについての理解を深めることや、地域の支えあいにより、障がい者が社会的障壁を感じることなく暮らせる環境づくりを進めること

これらの課題への早期の対応が求められる。



3 施策の方向と展開

計画の実効性を高めるため、3つの課題に対応した「基本目標」を設定するとともに、 基本目標を達成するために重点的に推進する取組を「主要取組」と位置付け、優先的に 事業化を推進する必要がある。

また、成果指標や施策指標を設定し、計画の進行管理を行うとともに、計画の進捗状況を市民にわかりやすく伝える必要がある。

施策の方向や具体的な取組については、以下の内容を計画に反映させる必要がある。

①「障がい者が地域で安心して暮らせる施策の充実」に向けて

障がい者やその家族が、将来に対する不安を感じることなく、乳幼児期から高齢期まで地域で安心して生活できるよう、中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の設置を含めた、身近な場所でいつでも気軽に相談できる相談支援体制の充実や、障がい者やその家族の高齢化を見据えた住まいの場を確保するため、グループホームの設置促進に取り組む必要がある。

また、家族の高齢化に伴い、成年後見制度の必要性は高まっており、周知啓発などに 取り組み、利用促進を図る必要がある。

②「障がい者本人のニーズにあった自立した生活の実現」に向けて

障がい者が、障がい特性や能力に応じて自立や社会参加ができるよう、幼少期から学齢期においては、一人ひとりのニーズにあった教育・保育・療育を提供するとともに、 障がいの有無にかかわらず、ともに成長できる教育や保育の環境づくりを推進する必要がある。

成人期以降においては、能力や適性に応じた多様な就労機会を確保するとともに、安心して働きつづけられる環境づくりを推進する必要がある。

さらに、積極的に社会参加できるよう、日中活動の場の確保や、障がい者のコミュニケーションや活動を支援するボランティアを養成し、活用を促進するとともに、移動手段や障がい特性に応じた情報提供の充実を図る必要がある。

③「障がい者が社会的障壁を感じることのない環境づくり」に向けて

市民一人ひとりが、障がい者に対し理解を深め、日常生活の中で必要な配慮や手助けを行うことができるよう、職場や学校、地域における障がい者に対する理解と必要な配慮の提供について意識啓発を図る必要がある。特に、子どもの頃から福祉のこころをはぐくむことが重要であることから、小中学校における福祉教育の充実が必要である。

さらに、地震や集中豪雨などの緊急時に備え、地域の支え合いや助け合いの重要性が 再認識されているところであり、民生委員・児童委員や福祉協力員、自治会など、地域 を支える関係者の連携・協力のもと、地域における支援体制の充実を図る必要がある。



4 計画の推進にあたって留意すべき点について

計画を推進するにあたり、以下の点に留意して取り組むことが必要である。

- 計画が目指す社会の実現に向けては、市民一人ひとりが計画の内容について理解を深め、自分のできることを主体的に考え、行動することや、市・事業者・福祉団体・地域団体・NPO法人やボランティアなどの関係者が適切な役割分担のもと連携・協力することが不可欠であることから、全市民に対して計画の周知・啓発を行うこと
- 計画の周知・啓発にあたっては、市民にわかりやすい方法で情報提供することはもとより、障がい者に対しては、障がい特性に応じた情報提供に努めること
- 計画を着実に推進するために、中間及び計画改定時にアンケート調査等を実施し、指標の達成状況を検証・評価するとともに、結果については当審議会に報告し、必要に応じて指標の修正や見直しを図ること

結びに、本審議会は、障がい者の日常生活や社会生活が安心で豊かなものとなり、障がい者が就労や社会参加活動を通して自己実現を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、ともに支え合うことができるよう、本計画を着実に推進し、本市が「障がいのある人もない人も共に暮らしやすいまち」となることを期待する。



5 社会福祉審議会開催経過

【全体会】

回	開催日	審議内容
第1回	平成26年3月14日	・平成 25 年度専門分科会の調査審議について ほか

【障がい者福祉専門分科会】

0	開催日	審議内容		
		・「(仮称) 第4次宇都宮市障がい者福祉		
		プラン」の策定について		
第1回	 平成25年 8月26日	・「第3次宇都宮市障がい者福祉プラン」		
为 1 凹	十八〇〇十一〇月〇〇日	の取組状況と課題等について		
		・各種基礎調査結果について		
		・課題の総括について		
第2回	平成25年10月31日	・施策体系等について		
第3回	平成26年 2月5日	・「(仮称)第4次宇都宮市障がい者福祉		
カ る凹	平成20年 2月3日	プラン」(素案)について		
		パブリックコメントの結果等について		
		・「第4次宇都宮市障がい者福祉プラン」		
第4回	平成26年 3月14日	(案)について		
		・宇都宮市社会福祉審議会からの提言書		
		(案)について		



宇都宮市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会委員名簿

平成26年3月3日現在

		. , , , - , - , -	
区分	所属団体・役職	氏 名	備考
議員	宇都宮市議会議員	半貫 光芳	
社会福祉	宇都宮市民生委員児童委員協議会副会長	檜山 和子	
社会福祉	特定非営利活動法人宇都宮市知的障害者育成会理事長	鈴木 勇二	
社会福祉	宇都宮精神保健福祉会会長	興野 憲史	
社会福祉	宇都宮圏域障害者就業・生活支援センター長	瓜生 泰	
社会福祉	宇都宮地区障がい児者福祉推進協議会	直井 修一	
社会福祉	社会福祉法人宇都宮市障害者福祉会連合会会長	麦倉 仁巳	会 長
学識経験	株式会社下野新聞社経営管理局長	橋本 守功	
学識経験	国立大学法人宇都宮大学教育学部教授	池本 喜代正	職務代理
学識経験	社団法人宇都宮市医師会副会長	齋藤 公司	
学識経験	社団法人宇都宮市歯科医師会理事	清水 力	
臨時委員	とちぎリハビリテーションセンター 相談支援部 発達・高次脳機能障害支援課 部長補佐兼課長	黒崎道	
臨時委員	公募	小池上 惇	
臨時委員	公募	栗山 節子	



[W]

●移動支援事業●

屋外での移動が困難な障がい者又は障がい 児について、社会生活上必要不可欠な外出及び 余暇活動等の社会参加のための外出(通勤、営 業活動等の経済活動に係る外出及び、通年かつ 長期にわたる外出及び社会通念上適当でない 外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を 終えるものに限る。)の際の移動支援を行う。

ただし、障害者自立支援法に基づき、支給決定を受けた介護給付費等と重複する内容のサービスについては、原則として移動支援事業の対象としない。

[え]

●ADHD(注意欠陥・多動性障がい)●

Attention Deficit/Hyperactivity Disorder の略。 幼児期に現れる発達障がいのひとつ。不注意 (物事に集中できない, 忘れ物が多い), 多動性(落ち着きがない, じっとしていられない), 衝動性(突飛な行動を取る, 順番を守れない) などを特徴とする。脳の器質的または機能的障がいが原因とされる。

年齢が上がるとともに多動の症状は減少するが,不注意と衝動性は成人になっても残る場合がある。

●LD(学習障がい)●

LD(学習障がい)はLearning Disorders またはLearning Disabilities の略。全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力において著しい困難がある状態をいう。

(お)

●オストメイト●

人工肛門・人工膀胱のことを総称して「ストーマ」といい、ストーマを持っている人のことを「オストメイト」という。

[き]

●共同生活援助●

地域で共同生活を営むのに支障のない障が い者につき、主として夜間において、共同生活 を営むべき住居において相談その他の日常生 活上の援助を行う。



●共同生活介護●

共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯又は掃除等の家事、生活等に関する相談又は助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の支援を行う。

●居宅介護●

居宅において入浴,排せつ及び食事等の介護, 調理,洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関 する相談及び助言その他の生活全般にわたる 援助を行う。

[()

●グループホーム●

病気や障がいによって一般的な生活が困難な人たちが、専門のスタッフの支援によって一般の住宅で集団生活するもの。

(H)

●ケアホーム●

障がい者に対して、共同生活住居において、 家事等の日常生活上の支援に加えて、入浴・排 せつ・食事等などの介護を提供する施設。2014 年4月からグループホームに一元化される。

●計画相談支援●

障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者につき、障がい者の心身状況等を勘案し、利用する障がい福祉サービス等に係るサービス等利用計画を作成するとともに、障がい福祉サービス等の利用状況を検証し、サービス等利用計画の見直しを行う。

●健康うつのみや 21●

「健康で幸せなまちづくり」の実現のため, 「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」「壮年期 死亡の減少」の三つを基本目標とする,市民一 人ひとりが「自分の健康は自分で守り,自分で つくる」という意識を持って,生涯にわたり主 体的に健康づくりを取り組むための指針とな るものであり,個人の健康づくりを地域・行 政・学校・職場などが一体となって支援してい くための諸活動の指針。



(C)

●高次脳機能障がい●

様々な原因で脳の一部が損傷を受けることで、記憶、意思、感情などの高度な脳の機能に障がいが現れる場合がある。このような障がいを高次脳機能障がいといい、受傷・発症後、身体的な後遺症を残さない場合が多いため、外見上障がいがあることがわかりにくく、一見健常者との見分けがつかない場合もあり、そのため周囲の理解を得られにくいといった問題も存在する。

高次脳機能障がいは交通事故や転倒などに よる外傷性脳損傷や脳血管障がい・脳腫瘍・脳 炎・低酸素性脳症などの疾患により発症する。

●行動援護●

知的障がい又は精神障がいにより行動上著 しい困難を有する障がい者等であって常時介 護を要する者につき、当該障がい者等が行動す る際に生じ得る危険を回避するために必要な 援護、外出時における移動中の介護、排せつ及 び食事等の介護その他の当該障がい者等が行 動する際の必要な援助を行う。

●ここ・ほっと巡回相談事業●

(1) 保育園・幼稚園・なかよしクラブ訪問 障がいのある子どもや発達に心配のある子 どもが在籍している保育園・幼稚園等に訪問し、 楽しい園生活を送ることができるよう、個々の 発達の特性に配慮する点など、保護者及び担当 職員へのアドバイスを行う。また、園に在籍す る障がいのある子ども等を対象に「個別の支援 計画」の策定に関する支援を行う。

(2) 子育てサロン訪問

子育てサロンを利用する保護者を対象に、「ことばの発達」や「あそび」等についての講話を行い、子どもが健やかに成長できるようアドバイスを行う。

●コミュニケーション支援事業●

聴覚,言語機能,音声機能,視覚その他の障がいのため,意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に,手話通訳等の方法により,障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行う。



[5]

●在宅重度心身障がい者デイケア事業●

在宅の重度心身障がい者が、障がい福祉サービス等のうち日中における活動の場を提供するサービスを受けることが困難な場合に、デイケアセンターに通所し、訓練指導を行うことにより、障がい者の福祉を増進し、家庭における介護を支援する。

●サン・アビリティーズ●

障がいのある人の教養・文化および体育の向上を図り、社会参加を促進するための宇都宮市の施設。障がいのある人との交流や、コミュニティ活動、教養文化体育活動がより一層盛んになることを目的としている。

[L]

●施設入所支援●

施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、 生活等に関する相談及び助言その他の必要な 日常生活上の支援を行う。



●市町村相談支援機能強化事業●

市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応や自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置するもの。

●住宅入居等支援事業●

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障がい者等について,入居支援 (不動産業者に対する物件斡旋依頼及び家主等との入居契約手続き支援),24時間支援(夜間を含め,緊急に対応が必要となる場合における相談支援等),居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整等の支援を行う。

●重度障害者等包括支援●

常時介護を要する障がい者等であって、意思 疎通を図ることに著しい支障がある者のうち、 四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者並び に知的障がい又は精神障がいにより行動上著 しい困難を有する者につき、居宅介護、行動援 護、重度訪問介護、短期入所等を包括的に提供 する。

●重度訪問介護●

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がい者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。

●就労移行支援●

就労を希望する65歳未満の障がい者であって,通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき,生産活動,職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練,求職活動に関する支援,その適性に応じた職場の開拓,就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

●就労継続支援(A型)●

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

●就労継続支援(B型)●

通常の事業所に雇用されることが困難な障

がい者のうち通常の事業所に雇用されていた 障がい者であって、その年齢、心身の状態その 他の事情により引き続き当該事業所に雇用さ れることが困難となった者、就労移行支援によ っても通常の事業所に雇用されるに至らなか った者その他の通常の事業所に雇用されるこ とが困難な者につき、生産活動その他の活動の 機会の提供その他の就労に必要な知識及び能 力の向上のために必要な訓練その他の必要な 支援を行う。

●障害者白書●

障害者白書とは、障害者基本法に基づき、平成6年から毎年政府が国会に提出している年次報告書であり、障がい者のために講じた施策の概況について明らかにしているものである。

●ジョブコーチ●

職場適応援助者。障がい者の就労に当たり、 出来ることと出来ないことを事業所に伝達す るなど、障がい者が円滑に就労できるように、 職場内外の支援環境を整える者を指す。



●自立訓練(機能訓練)●

身体障がい者につき、障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

●自立訓練(生活訓練)●

知的障がい者又は精神障がい者につき、障がい者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

●新とちぎ障害者プラン 21●

障害者基本法に基づく栃木県障害者計画「と ちぎ障害者プラン 21」(平成 15 年度から平成 20 年度)及び障害者自立支援法に基づく「栃木 県障害福祉計画(第一期計画)」(平成 18 年度 から平成 20 年度)が終了することから,両計 画を一体化した計画を新たに策定された。計画 期間は平成 21 年度から平成 26 年度の 6 年間。 ただし,栃木県障害福祉計画(第二期計画)に 関する数値目標については平成 21 年度から平 成 23 年度までを計画期間とする。

栃木県の障害者施策に関する基本的な指針となる計画で、障害者基本法第9条第2項の規定に基づく「都道府県障害者計画」及び障害者自立支援法第89条第1項の規定に基づく「都道府県障害福祉計画」にあたる。

また,県の総合計画である「とちぎ元気プラン」の部門計画であり,栃木県保健医療計画(5 期計画)や栃木県地域福祉支援計画などの関係する計画との整合性を図っている。

(せ)

● 生活介護●

障がい者支援施設等において、入浴、排せつ 及び食事等の介護、創作的活動及び生産活動の 機会の提供その他の支援を要する障がい者で あって、常時介護を要するものにつき、主とし て昼間において,障がい者支援施設等において 行われる入浴,排せつ及び食事の介護,調理, 洗濯及び掃除等の家事,生活等に関する相談及 び助言その他の必要な日常生活上の支援並び に創作的活動及び生産活動の機会の提供その 他の身体機能又は生活能力の向上のための必 要な支援を行う。

●成年後見制度利用支援事業●

障がい福祉サービスの利用等の観点から,成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し,成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料,鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。

[そ]

●相談支援事業●

障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

[た]

●短期入所●

居宅においてその介護を行う者の疾病その 他の理由により、障がい者支援施設等への短期 間の入所を必要とする障がい者等につき、当該 施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び 食事の介護その他の必要な支援を行う

[**5**]

●地域活動支援センター事業●

障がい者及び障がい児に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行う。

●地域権利擁護システム整備モデル事業●

市町村の社会福祉協議会が、認知症や知的障がいなどで判断能力が低下した人と契約し、協議会の「生活支援員」が、日常の金銭管理や福祉サービスを受けるための手助けをする事業。 悪質な訪問販売などの契約は、本人の意思に沿ってクーリングオフの代行はできるが、契約取り消しまではできない。



●地域相談支援(地域移行支援)●

障がい者施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行う。

●地域相談支援(地域定着支援)●

居宅において単身で生活する障がい者等に 対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性 に起因して生じた緊急の事態等に相談等を行 う。

(**b**)

●同行援護●

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時等において、当該障がい者等に同行し、必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む。)、必要な移動の援護及び排泄・食事等の介護等を行う。



(11)

●ニーズ●

人間が社会生活を営むために,欠かすことの できない基本的な要件・必要・要求。

本人または家族が実際に生活上等で困っているもの、援助してほしいと望んでいるもの、専門職の目で援助が必要と思われるものの総体をさす。

●日常生活用具給付等事業●

日常生活上の便宜を図るため,重度障がい者 等に対し,自立生活支援用具等の日常生活用具 を給付又は貸与する。

●日中一時支援事業(医療的ケア)●

医療的ケアを必要とする重症障がい者又は 重症障がい児に対し、医療機関等において、見 守り、社会に適応するための日常的な訓練その 他必要な支援を行う。

●日中一時支援事業(日中支援型)●

障がい者又は障がい児に対し,事業所等において,見守り,社会に適応するための日常的な訓練その他必要な支援を行う。

●日中一時支援事業(放課後支援型)●

特別支援学校就学中の児童及び生徒に,事業 所等において,家庭や学校以外での社会生活訓 練,余暇活動を通じた協調性,社会性等の習得 を行う。

●認定こども園●

認定こども園とは、幼稚園、保育所等のうち、(1)就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)(2)地域における子育て支援を行う機能(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設をいう。

(tt)

●発達支援●

発達支援とは、発達障がい者(発達障がいを 有するために日常生活又は社会生活に制限を 受ける者をいい、発達障がい者のうち十八歳未 満のものを発達障がい児という)に対し、その 心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社 会生活を促進するため行う発達障がいの特性 に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をい う。

●発達障がい●

自閉症,アスペルガー症候群その他の広汎性 発達障がい,学習障がい,注意欠陥多動性障が い,その他これに類する脳機能障がい

●バリアフリー化●

対象者である障害者を含む高齢者等が、社会 生活に参加する上で生活の支障となる物理的 な障がいや、精神的な障壁を取り除くための施 策、若しくは具体的に障がいを取り除いた事物 および状態を指す。

[3.]

●福祉ホーム事業●

家庭環境,住宅事情等の理由により,居宅において生活することが困難な障がい者(ただし,常時の介護,医療を必要とする状態にある者を除く。)に対し,低額な料金で,居室その他の設備を利用させるとともに,日常生活に必要な便宜を供与する。

[[t]]

●奉仕員養成研修●

聴覚障がい者等との交流活動の促進,広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員,要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員,点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員,朗読奉仕員を養成研修する。



●法人後見人モデル事業●

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、N POなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは 補助人(以下、成年後見人等という)になり、 ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場 合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支 援を行うことを言う。一般的に、法人後見では、 法人の職員が法人を代理して成年後見制度に 基づく後見事務を行うため、担当している職員 が何らかの理由でその事務を行えなくなって も、担当者を変更することにより、後見事務を 継続して行うことができるという利点がある。

●訪問入浴サービス事業●

単身では入浴が困難な重度身体障がい者及び重度心身障がい児に対し、定期的に訪問入浴サービスの提供を行う。

(b)

●ユニバーサルデザイン●

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった 差異、障がい・能力の如何を問わずに利用する ことができる施設・製品・情報の設計(デザイン)をいう。

[9]

●療養介護●

病院において機能訓練,療養上の管理,看護, 医学的管理の下における介護,日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要する者につき,主として昼間において,病院において行われる機能訓練,療養上の管理,看護,医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また,療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。

[h]

●レスパイトケア●

乳幼児や障がい児・者,高齢者などを在宅でケアしている家族を癒やすため,一時的にケアを代替し,リフレッシュを図ってもらう家族支援サービス。



私たちの住む社会は、今、高齢化や少子化などが進み、 思いやりの心や人と人とのふれあいが、 ますます大切になってきています。 宇都宮市は、これからの新しい時代に向けて、 「やさしさをはぐくむ福祉のまち」を目指し、 ここに『福祉都市』を宣言します。

福祉都市宣言

宇都宮市は 赤ちゃんからお年寄り ハンディキャップを 持った人々など すべての市民が 笑顔でことばを交わし 健康でいきいきと暮らせる 心のふれあう福祉のまちをつくります

宇都宮市保健福祉部障がい福祉課 〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号 TEL(028)632-2353 FAX(028)636-0398 E-mail u1904@city.utsunomiya.tochigi.jp

